ひょうし

大阪市地域福祉基本計画

令和３年度から令和５年度

大阪市

この冊子には、両面に網目模様の音声コード（Uni-Voice）をつけています。

（ひょうなどの音声のみの表現では難しいページは無い場合もあります。）

　この音声コードを専用の読み取り装置を使用することで、冊子の掲載内容を音声で聞くことができます。音声コードはQRコードとは異なります。

目次の1ページ

以下は、ページ、みだしの順です。

1ページ　第1章　計画の考え方

1ページ　1　計画策定の背景と趣旨

3ページ　2　計画の位置づけ

3ページ　かっこ1　地域福祉基本計画の位置づけ

8ページ　かっこ2　大阪市基本構想との関係

9ページ　かっこ3　区地域福祉計画等との関係

9ページ　かっこ4　分野別計画・関連計画等との関係

16ページ　かっこ5　社会福祉協議会の地域福祉活動推進計画との関係

17ページ　3　計画期間

18ページ　4　圏域の考え方

20ページ　5　計画の推進・評価の体制

21ページ　第2章　地域福祉を取り巻く現状

21ページ　1　統計データ等から見る大阪市の現状

21ページ　かっこ1　大阪市における人口・世帯数等の推移

31ページ　かっこ2　市民の意識と活動の状況

38ページ　かっこ3　地域における団体等の活動の状況

45ページ　かっこ4　地域における社会問題の状況

52ページ　2　地域福祉にかかる法・制度の動向

52ページ　かっこ1　地域共生社会の実現

64ページ　かっこ2　成年後見制度の利用の促進

67ページ　3　各区の取り組み状況

67ページ　かっこ1　取り組み状況について

70ページ　かっこ2　課題と今後の方向性

72ページ　4　第1期計画「各区に共通する課題等への具体的な取り組み」の進捗状況

72ページ　かっこ1　相談支援機関・地域・行政が一体となった総合的な相談支援体制の整備

73ページ　かっこ2　福祉人材の育成・確保

74ページ　かっこ3　権利擁護の取り組みの充実

79ページ　第3章　計画の基本理念と基本目標

79ページ　1　基本理念

80ページ　2　基本理念の考え方

80ページ　かっこ1　人権尊重の視点

82ページ　かっこ2　住民主体の地域づくりの視点

82ページ　かっこ3　ソーシャル・インクルージョンの視点

83ページ　かっこ4　福祉コミュニティ形成の視点

84ページ　かっこ5　多様な主体の協働かっこマルチパートナーシップ　の視点

85ページ　3　計画の基本目標

86ページ　4　計画の体系

87ページ　5　計画の指標

目次の2ページ

90頁　基本目標1　「気にかける・つながる・支え合う地域づくり

90頁　1　住民主体の地域課題の解決力強化

90頁　かっこ1　地域での支え合い、助け合いの意識づくり

90頁　かっこ2　地域福祉活動への参加の促進

91頁　かっこ3　住民が主体的に地域課題を把握し解決できる体制づくり

92頁　かっこ4　専門職による地域福祉活動への支援について

96頁　2　地域福祉活動への多様な主体の参画と協働の推進

96頁　かっこ1　多様な主体の参画と協働

96頁　かっこ2　社会資源の有効活用

100頁　3　災害じ等におけるよう援護者への支援

100頁　かっこ1　災害時におけるよう援護者への支援

101頁　かっこ2　災害時に備えた地域におけるつながりづくり

104頁　基本目標2　誰でも・いつでも・なんでも言える相談支援体制づくり

104頁　1　相談支援体制の充実

104頁　かっこ1　複合的な課題等を抱えた人への支援

106頁　かっこ2　相談支援体制を支える人材の育成・確保

106頁　かっこ3　社会参加に向けた支援

112頁　2　地域における見守り活動の充実

114頁　3　権利擁護支援体制の強化

114頁　かっこ1　虐待防止の取り組みの推進

114頁　かっこ2　成年後見制度等の利用促進

118頁　第4章　各区に共通する課題等への具体的な取り組み

119頁　1　相談支援機関・地域・行政が一体となった総合的な相談支援体制の整備

119頁　1の1　複合的な課題を抱えた人への支援体制の充実

121頁　1の2　よう援護者の発見と地域における見守り体制の強化

127頁　2　福祉人材の育成・確保

127頁　2の1　地域福祉活動への参加促進

128頁　2の2　福祉専門職の育成・確保

131頁　2の3　行政職員の専門性の向上

132頁　3　権利擁護の取り組みの充実

132頁　3の1　虐待防止に向けた地域連携の推進

134頁　3の2　成年後見制度の利用促進

資料編

141頁　用語解説

145頁　大阪市社会福祉審議会条例

146頁　大阪市社会福祉審議会条例施行規則

148頁　大阪市社会福祉審議会運営要綱

151頁　大阪市社会福祉審議会　地域福祉専門分科会　委員名簿

152頁　大阪市地域福祉連絡会議設置要綱

154頁　大阪市地域福祉基本計画　策定の経過

155頁　大阪市地域福祉基本計画素案に対するパブリックコメント手続きの実施結果について

1ページ

第1章　計画の考え方

1　計画策定の背景と趣旨

地域には、さまざまな特性や背景を持つ人々が住み、それぞれ異なった世帯構成や生活環境の中で暮らしています。

また、いろいろな理由で地域を訪れ、活動している人々もいます。

多様な人々が暮らし、働き、学び、訪れる地域で、だれもが自分らしく安心して生活していくためには、住民や行政をはじめ、地域に関わるすべての人の力をあわせて、共に生き共に支え合い、みんなが生活を共に楽しむ地域を作り上げていく「地域福祉」を推進していく必要があります。

大阪市では平成16年3月に第1期の「大阪市地域福祉計画」を、平成21年3月に第2期計画を策定して、地域福祉の課題に対応するための理念と、市全体の方向性を定め、取り組みを進めてきました。

また、「市政改革プラン」に基づく、「ニア・イズ・ベター」の考え方のもと、地域福祉においても、市全体で画一的な手法を用いるのではなく、それぞれの区が、地域の実情に応じて主体的に取り組むことを支援するため、平成20よ年12月に、「大阪市地域福祉推進指針」を策定しました。

各区では、この指針に沿って、区の実情にあった「区地域福祉計画」を順次策定し、それぞれ

区の特色ある地域福祉の取り組みが進められているところです。

一方で、地域におけるつながりの希薄化や社会的孤立、こどもの貧困、児童や高齢者、障がいしゃへの虐待など福祉課題は一層複雑化・多様化・深刻化しています。

国においては、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現が重要であり、そのような地域づくりを育む

仕組みへと転換していく改革が必要であるとされています。

2ページ

地域づくりを進め、地域をとりまく情勢の変化やさまざまな福祉課題に的確に対応していくためには、より地域の実情に応じた、きめ細かな施策を充実させることが重要であり、各区の地域福祉を推進する取り組みを、さらに強力に支援していく必要があります。

福祉人材の育成・確保や権利擁護の取り組みなど各区に共通する課題や、法制度改正等への対応など基礎的な部分は、市域全体で取り組んでいく必要があります。

これまでの取り組みの成果を活かしながら、地域福祉を推進していくため、平成30年3月に「大阪市地域福祉基本計画」を策定し、地域福祉を推進してきました。

地域福祉の推進は、平成27年の国連総会において採択された「持続可能な開発目標（SDG―ズ）」が目指す、「誰一人取り残さない」社会の実現にも欠かすことのできない取り組みです。

近年、全国各地で毎年のように大規模な自然災害が発生しており、大阪市においても台風・地震で大きな被害が生じていることから、人々の防災への関心・危機意識は非常に高まっており、今後発生するとされるなんかいトラフ巨大地震の被害想定等を踏まえた「大阪市地域防災計画」も策定されています。

令和2年には新型コロナウィルス感染症の流行が社会に非常に大きな影響を与えました。緊急事態宣言が発出されたことで、それまでの生活スタイルも大きく変化しました。対面でのコミュニケーションが基本となる地域福祉活動は大きな制約を受けることになりましたが、一方で、人と人とが気にかけあう関係性や社会とのつながりの大切さが再確認されました。

今回策定する「第2期　大阪市地域福祉基本計画」は、このような非常事態やその他の人生の様々な困難に直面した時にも、人と人とがつながりあい、支えあい、だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくりをめざします。

3ページ

2　計画の位置づけ

（1）地域福祉基本計画の位置づけ

本計画は、各区の区地域福祉計画等と一体で、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」を形成するものであり、基本理念や市域全体で実施すべき基礎的な取り組み等を示し、各区の地域福祉の取り組みを支える計画です。

また、平成27年4月から生活困窮者自立支援制度が創設されたことに伴い、市町村地域福祉計画においては、生活困窮者自立支援方策の位置づけや既存の地域福祉施策との連携に関する事項も盛り込むこととされており、本計画では、複合的な課題を抱えていたり、制度の狭間に陥り生活に困窮している人々の自立を支援する取り組みについても記載しています。

【制度の概要については、第2章2（1）①（イ）生活困窮者自立支援制度（P53）に掲載しています。】

さらに、本計画は、認知症や障がいのため財産の管理や日常生活等に支障がある人が、地域で自分らしく安心して暮らしていくことを支える重要な手段である、成年後見制度に関する大阪市施策の方向性等についても記載しており、平成28年に公布された、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に基づき市町村が定める基本的な計画としての位置づけを有しています。

【取り組み内容については、第4章3の2成年後見制度の利用促進（P133）に掲載しています。】

4ページ

社会福祉法（昭和26年法律第45号）ちゅう、本計画に関係する　第4条、第6条、第106条の3、第107条を参考に掲載しています。

5ページ

社会福祉法（昭和26年法律第45号）ちゅう、本計画に関係する　第4条、第6条、第106条の3、第107条を参考に掲載しています。

6ページ

社会福祉法（昭和26年法律第45号）ちゅう、本計画に関係する　第4条、第6条、第106条の3、第107条を参考に掲載しています。

7ページ

生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）ちゅう、本計画に関係する　第1条、第4条を参考に掲載しています。

また、

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）ちゅう、本計画に関係する　第1条、第14条を参考に掲載しています。

8ページ

（2）大阪市基本構想との関係

大阪市では、大阪がめざすべき将来像を明らかにし、市政の方向を定めるにあたっての基本的な考え方として、同時に、市民をはじめ、大阪に関わるさまざまな人々が、ともにまちづくりに取り組むために共有する目標として、平成17年3月に「大阪市基本構想」を策定しています。

本計画は、同構想の掲げるめざすべき3つの都市像のうちの1つである、「暮らしたい、訪れたい、魅力あふれる大阪」の考え方を踏まえて、「だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくり」をめざす計画です。

【参考】　大阪市基本構想（平成17年3月29日議決）（抜粋）

暮らしたい、訪れたい、魅力あふれる大阪

（中略）

大阪に暮らすだれもが互いに尊重しあい、地域に愛着を持って、ともに暮らし、ともに支えあうコミュニティを形成し、次世代をすこやかにはぐくみ、生涯を通じて心豊かにすごすことのできる地域社会づくりを進めます。こうしたコミュニティの力を生かしながら、子育てから介護まで、一人ひとりが夢と希望を持っていきいきと暮らせる福祉サービスの充実や健康づくりの促進、防犯の取り組みや災害に強いまちづくりを進め、生涯を安心して暮らせるまちをめざします。（後略）

9ページ

（3）区地域福祉計画等との関係

政令指定都市である大阪市の場合、各種サービス提供上の基本となる単位は区となっています。大阪市では福祉の取り組みの中心である区において、区地域福祉計画等を策定し、「ニア・イズ・ベター」（補完性・近接性の原理）の考え方のもと、区民ニーズと地域特性に基づく取り組みを進めています。

このような地域の実情に応じた取り組みを各区において一層進めることができるよう、本計画では市域で共通した取り組み等の基礎的な事項を内容としています。

ひょうの説明です。

区地域福祉計画等

位置付け

区の実情や特性に応じた、地域福祉を推進するための中心的な計画

内容

・地域福祉に関する区の方針　・住民の地域福祉活動を支える取り組み　・区域全体に共通する福祉課題への対応

本計画

位置付け

区地域福祉計画等を支援する基礎的計画

内容

・基本理念、目標　・各区に共通した福祉課題への対応として、最低限実施する基礎的部分となる仕組みや、市全域で中長期的な視点をもって進めていくことが必要な取り組み

（4）分野別計画・関連計画等との関係

大阪市には、保健・福祉の分野別計画として、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「障がいしゃ支援計画・障がい福祉計画・障がいじ福祉計画」、「こども・子育て支援計画」、「こどもの貧困対策推進計画」、「健康増進計画　すこやか大阪21」等があり、それぞれの計画は、施策の基本的な考え方や対象者のニーズに応じたサービス量の整備等について定めています。

本計画は、地域という視点から各分野別計画を横断的につなぐことで、年齢や性別、障がいの有無、生活課題の違いにかかわらず、すべての人の地域生活を支えることをめざすものです。

このため、まずは保健・福祉の各分野別計画が共通して取り組む目標を明確にするとともに、それぞれの計画の取り組みを支える基本的な

仕組みづくりなどについて定め、保健・福祉施策全体の推進を図ります。

10ページ

加えて、住民が抱えるさまざまな生活課題に総合的に対応することや、隠れている生活課題を発見し解決していくためには、人権をはじめ、教育、雇用、住宅、交通、情報、防災など、生活に関わるさまざまな分野の施策との連携が必要です。

こうしたことから、本計画では、保健・福祉や生活関連分野計画等の理念を包含し、人々の暮らしの場である地域において大阪市が実施するさまざまな取り組みの関係性やつながりを踏まえて、だれもが自分らしく安心して暮らせる地域社会の実現のために連携して取り組むことをめざします。

以下に、地域福祉基本計画の位置づけと他の計画とうとの関係をあらわすイメージ図を掲載しております。

イメージ図の説明です。

大阪市基本構想のもと、区将来ビジョンである地域としての区の将来像（まちづくり）に含まれる区地域防災計画、区地域福祉計画（区地域福祉ビジョン等）が策定されています。

地域福祉基本計画は同じく大阪市基本構想のもとで、区将来ビジョンを支援する計画で、個別の法により対象者のニーズに応じたサービス量の整備等を定めた、高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画、障がいしゃ支援計画、障がい福祉計画、障がいじ福祉計画、こども・子育て支援計画、こどもの貧困対策推進計画、健康増進計画「すこやか大阪21」、その他の生活関連分野（人権・防災等）の計画・指針等を、地域という視点から横断的につなぐ計画です。

そのため、分野別計画の理念を包含し、横断的につなぐとともに、地域生活を支えるために連携して進める取り組みを示しています。具体には、地域における高齢者、障がいしゃ、児童、生活困窮者、その他の福祉に関する共通的事項、市全体で実施する基礎的な施策、中長期的な視点を持って実施する施策を示しています。

また、大阪市社会福祉協議会が策定する地域福祉活動推進計画と連携しています。

この図で、各分野別計画と本計画が重なる部分は、各分野別計画が連携して進めるべき取り組み、例えば、地域づくりや地域住民等との協働などを示します。

11ページ

【参考】分野別計画（保健・福祉）における取り組み

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を抜粋して掲載しています。

以下は、計画の内容です。

第6章　計画の基本的な考え方

２　第8期計画における取組み方針

団塊の世代がすべて75歳以上となる2025(令和７)ねん、更にはその先の2040(令和22)ねんを見据えて、医療・介護・介護予防・住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の推進に向けて、各種取組みを一層強化します。また、高齢化の進展等により、認知症の人が増加すると見込まれることから、認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現をめざし、認知症施策推進大綱に沿って、総合的に認知症施策を推進していくことが重要です。

高齢者人口の大幅な増加が見込まれる一方、生産年齢人口は減少していくことから、地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上等に取組んでいくことも重要です。

さらに自然災害発生時の介護施設等の備えや、2020(令和２)ねんに流行した新型コロナウイルス感染症(ＣＯＶＩＤ-19)を含む感染症対策について、介護施設等で発生した際の体制整備を図っていくことが重要となっています。

国では、地域共生社会の実現と2040(令和22)ねんの備えとして、以下の取組みが示されており、大阪市においてもこれらの取組みを進めていく必要があります。

（７）関係機関との連携と地域づくり（地域共生社会の実現に向けて）

第8章 具体的施策

4 サービスの充実・利用支援

（4）介護サービスの質の向上と確保

キ、地域共生型サービス

12ページ

障がいしゃ支援計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がいじ福祉計画を抜粋して掲載しています。

以下は、計画の内容です。

第1部　総論

第3章　計画推進の基本的な方策

1　生活支援のための地域づくり

第2部　障がいしゃ支援計画

第2章　地域での暮らしを支えるために

1　権利擁護・相談支援

（1）サービス利用の支援

イ、人材の確保・資質の向上

ウ、成年後見制度の利用の促進

（2）相談、情報提供体制の充実

ア、相談支援事業等の充実

イ、相談支援体制の強化

13ページ

（4）虐待防止のための取組

イ、養護者等による虐待への対応

2　生活支援

（3）日中活動系サービス等の充実

第3章 地域生活への移行

1　施設入所者の地域移行

（3）地域で暮らすための受け皿づくり

エ

地域移行困難者に対する支援

こども・子育て支援計画（第2期）を抜粋して掲載しています。

以下は、計画の内容です。

第5章　基本方向1

（1）

こども・青少年が自立して生きる力の育成

施策8 地域における多様な担い手を育成します

【基本認識】

地域の大人がこどもや青少年を対象とした体験の機会を企画し実施できるよう、こども・青少年の成長を支える基盤となる多様な担い手を育成するために支援を進めていく必要があります。

【取組の方向性】

地域における多様な担い手の育成

地域等において青少年健全育成や非行防止活動に取り組む有志ボランティアを養成し、知識・技術を習得することで担い手の資質向上を図ります。

14ページ

こどもの貧困対策推進計画を抜粋して掲載しています。

以下は、計画の内容です。

第2章 計画の基本的な考え方

3　施策体系

施策3　つながり・見守りの仕組みの充実

社会構造の変化に伴い人と人とのつながりや地域コミュニティが希薄化し、周囲との交流がなく、社会的に孤立する傾向は子育て世帯や若者にも広がっています。社会的に孤立すると、必要な支援を届けることが難しくなることから、貧困が連鎖する要因ともなります。

そのため、学校園や地域、関係機関との密接な連携により、支援を必要とする世帯を発見し、必要な支援につなげ、こどもや青少年、保護者が地域で孤立することなく、安心して暮らすことができるよう支援します。また、地域において、こどもや青少年に関する課題を解決するため、様々な活動主体が取組みを行っており、活動のさらなる活性化が図られるよう取り組みます。

（1）こどもや青少年、保護者のつながりを支援します

（2）児童虐待の発生を予防し、早期に発見・対応できる体制をつくります

（3）社会全体でこどもや青少年と保護者を支援する取組みを推進します

15ページ

健康増進計画「すこやか大阪21（第2次後期）」を抜粋して掲載しています。

以下は、計画の内容です。

第4章 計画を推進するために

1　推進体制

大阪市健康増進計画「すこやか大阪21（第2次後期）」の更なる推進を図るためには、市民はもとより、市民を取り巻く地域・職域・学校に関連する各種団体、企業・事業所、医療保険者、教育機関、地域保健医療機関（医療機関・薬局等）、行政機関等が計画の基本理念を共有し、それぞれの役割を果たすとともに、相互の連携を図りながら、社会全体で一体となり、市民の健康づくりを推進します。

（1）地域における計画の推進

生涯を通じて、心身ともにすこやかであることは、幸せな暮らしの原点であり、その実現には市民の主体的な健康づくりが重要となります。本しでは、「新たな住民自治の実現」に向けて策定された「市政改革プラン」に基づき、「二ア・イズ・ベター」の考え方のもと、地域の実情や特性に即した区せい運営が進められています。

健康づくりの施策や事業についても、住民の意見を取り入れながら企画・立案し、ソーシャルキャピタルを活かした健康づくりに取り組みます。

また、地域の健康づくり活動の情報をわかりやすく提供するとともに、市民の意見を集めて活かす情報の双方向のやり取りに努め、科学的根拠に基づく保健・福祉サービス、地域保健活動を住民とともに推進します。

地域においては「すこやかパートナー」をはじめとする健康づくり団体との連携による活動を引き続き行います。

16ページ

（5）社会福祉協議会の地域福祉活動推進計画との関係

大阪市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）及び区社会福祉協議会（以下「区社協」という。）は社会福祉法において、地域福祉推進の中心的な担い手として規定されており、大阪市では、極めて公共性の高い団体として、準行政機関と位置づけています。

市社協では、地域福祉を推進するため、「大阪市地域福祉活動推進計画」を策定し、地域福祉活動を推進しています。

「大阪市地域福祉活動推進計画」は、社会福祉協議会が推進役として中心的役割を果たし、住民、社会福祉事業を経営するもの、

社会福祉活動を行う者が相互に協力して策定する地域福祉の推進を目的とした活動・行動計画です。

大阪市と市社協は、地域福祉を推進していくにあたって相互に連携・協働しています。そのため、本計画と市社協の地域福祉活動推進計画も、策定にあたっては相互に理念・方向性を共有しながら進めていく必要があります。

社会福祉協議会のコラムです。

社会福祉協議会（市・区・地域）

大阪市社会福祉協議会とは

大阪市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、社会福祉の増進をめざし、区・地域社会福祉協議会や関係機関・団体と連携して、地域福祉・在宅福祉サービスの推進、調査・広報・啓発活動の推進などを積極的に展開しています。

区社会福祉協議会とは

住民一人ひとりの福祉ニーズに対応し、みんなが安心して暮らせるまちづくりの実現をめざし、在宅福祉サービスの推進のための事業や地域が抱えているさまざまな福祉問題を地域全体の問題ととらえ、みんなで考え、話し合い、協力して解決を図っていくために、住民の福祉活動の組織化・支援を行います。

地域（地区・校か）社会福祉協議会とは

概ね小学校区を単位として、だれもが安心して、生きがいのある暮らしができる地域づくりをめざし、住民が話し合い、力を合わせて、専門機関と協力しながら進める、住民による住民のための自主的な活動組織です。

地域福祉の推進を図るため、行政と社会福祉協議会が相互に役割を分担し、連携・協働できるよう、福祉局と市社協、すべての区役所と区社協の間で、「地域福祉活動の支援にかかる連携協定書」を締結しています。

17ページ

3　計画期間

本計画の計画期間は、高齢者・障がいしゃ等の分野別計画との整合性を図るために、令和3年度から令和5年度までの3か年とします。

以下に、本計画と高齢者・障がいしゃ等との分野別計画の期間をあらわす図を掲載しています。

図の説明です。

地域福祉基本計画（第2期）、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第8期）、障がい福祉計画（第6期）、障がいじ福祉計画（第2期）はいずれも令和3年度から新たな計画期間がはじまることを示しています。

以下に、参考として、その他の生活関連分野の計画・指針等の主なものとして、人権行政推進計画、男女共同参画基本計画、大阪市多文化共生指針、大阪市地域防災計画、大阪市避難行動よう支援者避難支援計画（全体計画）、教育振興基本計画、第3次生涯学習大阪計画、空家等対策計画、市政改革プラン3.0、大阪市再犯防止推進計画の計画期間が掲載されています。

18ページ

4　圏域の考え方

生活上のさまざまな課題を解決し、地域で自分らしく安心して暮らし続けていくためには、行政による福祉サービスの提供だけでなく、住民をはじめ地域に関わるすべての人が互いに支え合い、活動していくことが不可欠です。

「地域」は、活動の内容やサービスの内容などによって、さまざまな枠組みがあることから、本計画においては、次の図のように段階的なものとして「地域」をとらえ、かく圏域で構成されるさまざまな主体がそれぞれの役割を果たしながら、相互に連携・協働していくよう、重層的に圏域を設定します。

とりわけ、小地域（概ね小学校区）は、深夜や休日、災害発生直後など公的支援が届かない場合においても助け合うことができ、また、日常的に課題を共有し、具体的な行動を起こしやすい圏域であり、地域福祉を推進するにあたって基本となる圏域として位置づけます。

以下に、圏域の考え方をあらわす図を掲載しています。

19ページ

各圏域における主な組織や活動の状況等

【隣近所】

・自治会や振興町会などの町内会が組織され、日常的な交流が行われる。

・個々の民生委員・児童委員等が日常的な相談支援を行う。

【小地域】概ね小学校区

・町会の連合たいが組織され、定期的な交流が行われる。

・民生委員・児童委員の地区協議会や地域（地区・校か）社会福祉協議会などが、長年継続して活動している。

・人権啓発推進員や青少年指導員・青少年福祉委員協議会などが活動している。

・老人クラブやこども会、ボランティアグループなどが活動している。

・各小学校で生涯学習ルーム、学校体育施設開放事業などが実施され、PTAやはぐくみネット（小学校区教育協議会）、学校協議会が組織されている。

小地域では、地域団体やNPO、企業など地域のまちづくりに関するいろいろな団体により地域活動協議会が組織され、地域課題の解決やまちづくりに取り組んでおり、福祉分野の部会においては、地域社協や連合町会などが中心となって地域福祉活動が行われている。

【介護保険事業の日常生活圏域】地域包括支援センターの担当圏域

・高齢者の相談窓口である地域包括支援センターは、概ね高齢者人口1万人に1か所（66圏域）となるよう設置されており、保健師、社会福祉士等の専門職を配置のうえ、総合相談業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務などが行われている。

【区域】

・区社協が組織され、小地域での活動を支援している

・区障がいしゃ基幹相談支援センター、地域子育て支援拠点（地域子育て支援センター、つどいの広場）、子ども・子育てプラザなど、分野別の相談支援機関が設置されている。

・公的福祉サービスの提供、ニーズの施策化

【市域】

・市社協が組織され、区での活動を支援している

・法や制度への関与

20ページ

5　計画の推進・評価の体制

計画の推進・評価については、「計画（Plan）」を「実施（Do）」し、「評価（Check）」して「改善（Action）」するという「PDCAサイクル」を活用し、年度ごとに進捗状況を把握してその成果や課題を整理して次のステップにつなぐサイクルを確立し、効果的な取り組みを行うことが大切です。

「実施（Do）」については、市の関係部局が各々の事業について、本計画に基づき、地域福祉の視点に立った取り組みを進めていく必要があるため、福祉局長を委員長とする「大阪市地域福祉連絡会議」において、全庁的な体制で本計画の推進を図ります。

「評価（Check）」については、公募による市民委員や関係機関・団体の代表者等の参加による「大阪市社会福祉審議会地域福祉専門分科会」（以下「専門分科会」という。）の、「改善（Action）」については、専門分科会のもとに設置している「地域福祉基本計画策定・推進部会」の意見をそれぞれ聴きながら、計画推進状況の評価や、評価に基づく改善方法の検討を行ってまいります。

21ページ

第2章　地域福祉を取り巻く現状

1　統計データ等から見る大阪市の現状

（1）大阪市における人口・世帯数等の推移

人口等の動向

まる1　「人口の推移

国勢調査によると、大阪市の人口は、昭和25年から昭和40年まで大きく増加し約316万人となりましたが、その後減少に転じ、昭和55ねんより260万人台で推移しています。昭和55年以降、平成12年までは緩やかに減少していましたが、その後やや増加しており、平成27年には約269万人となっています。

全国や大阪府の人口は、昭和25年から平成22年まで一貫して増加を続けてきましたが、その後減少しています。

今後の推計をみると、大阪市の人口は令和2年以降、本格的な人口減少局面に向かうと予測されます。

以下に、人口の推移と推計グラフを掲載しています。

22ページ

②高齢者及び年少人口の推移

大阪市の高齢者人口は、昭和25年以降増加しており、平成27年は66万9千人となっています。また、令和2年以降も増加傾向にあり、令和27年には81万人、高齢化率は32てん4％になると見込まれています。

また、年少人口（0から14歳）は、昭和35年をピークに減少しており、平成27年は29万5千人となっています。また、令和2年以降も減少し、令和27年には24万2千人、人口に占める年少人口の割合は9てん7％になると見込まれています。

以下に、高齢者人口・年少人口の推移と推計及び高齢化率・年少人口割合の推移と推計のグラフを掲載しています。

23ページ

③

区別の高齢化率

令和27年に32てん4％になると見込まれている大阪市の高齢化率を区別で見ると、中心部及び隣接する7区　かっこ　北区、福島区、中央区、西区、天王寺区、浪速区、淀川区）で30％未満にとどまるのに対し、4区　かっこ　大正区、生野区、住之江区、平野区）で40％を上回ると見込まれています。

以下に、区別の高齢化率推計の図・ひょうを掲載しています。

24ページ

世帯等の動向

1. 世帯数の推移

国勢調査によると、大阪市の一般世帯数は、昭和60年以降増加しています。世帯類けい別に見ると、単独世帯が増加しており、核家族世帯は横ばいとなっています。

単独世帯の増加に伴い、1世帯あたりの平均人員は減少を続けており、平成27年には1てん96人となっています。

また、単独世帯を年齢別に64歳以下、65から74歳、75歳以上の3区分に分けて推移を見ると、64歳以下は、平成22年以降減少しているのに対し、65から74歳及び75歳以上の区分は増加し続けています。

一般世帯の説明です。一般世帯とは総世帯から「寮・寄宿舎の学生・生徒」「病院・療養所の入院者」「老人ホーム、児童保護施設などの入所者」「定まった住居を持たない者」などを除いた世帯です。

単独世帯の説明です。単独世帯とは、世帯人員が1人の世帯を指します。「単身世帯」や「ひとり暮らし」ということもあります。

核家族世帯の説明です。核家族世帯とは、「夫婦とその未婚の子供」「夫婦のみ」「父親または母親とその未婚の子供」のいずれかからなる世帯を指します。

以下に、一般世帯における世帯類けい別世帯数の推移及び年齢3区分別単独世帯数の推移をあらわすグラフを掲載しています。

25ページ

②高齢者のいる世帯の状況

大阪市の65歳以上世帯員のいる一般世帯の状況を見ると、単独世帯の割合が増加しており、平成27年の単独世帯の割合は全国や他都市に比べて高く、42てん4％となっています。

以下に、65歳以上の世帯状況の推移（大阪市・全国）及び65歳以上の世帯状況（都市比較）をあらわすグラフを掲載しています。

26ページ

その他関連データから見る動向

①合計特殊出生率の推移

全国・大阪府・大阪市の合計特殊出生率の推移を見ると、いずれも昭和40年以降、減少傾向が続き、大阪市については、平成17年には1てんいちごまで落ち込みましたが、その後はやや増加傾向にあり、平成27年は1てんにろくとなっています。

合計特殊出生率の説明です。合計特殊出生率とは15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計し、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとした場合のこどもの数を計算したものです。

以下に、合計特殊出生率の推移をあらわすグラフを掲載しています。

27ページ

1. 外国人住民数の推移

大阪市の外国人住民数は、令和がんねん12月末で約14万6千人となっており、平成26年12月末と比較すると約2万9千人増加しています。また、外国人住民構成比について区別でみると、生野区が22てん1％と24区ちゅう最も高くなっています。

外国人住民国籍別人員の平成27年12月末から令和がんねん12月末にかけての推移を見ると、韓国及び朝鮮が減少している一方で、特に中国及びベトナムが急増しています。

以下に、外国人住民数の推移及び区別外国人住民構成比並びに外国人住民国籍別人員数の推移をあらわすグラフ・ひょうを掲載しています。

28ページ

③

障がいしゃ手帳所持者数の推移

大阪市の障がいしゃ手帳所持者数は身体障がいしゃ手帳、療育手帳、精神障がいしゃ保健福祉手帳のいずれも年々増加しており、令和がん年度末には身体障がいしゃ手帳所持者が13万8267にん、療育手帳所持者が2万8626にん、精神障がいしゃ保健福祉手帳所持者が3万8889にんとなっています。特に精神障がいしゃ保健福祉手帳所持者数については、平成26年度末に比べ5年間で約1てん4倍となっており、身体障がいしゃ手帳、療育手帳所持者と比べ大幅に増加しています。

以下に、障がいしゃ手帳所持者数の推移及び平成26年度末所持者数を100てん0％とした場合の推移をあらわすグラフを掲載しています。

④生活保護の状況

生活保護受給世帯・人員の推移（かくねん3がつちゅう）を見ると、生活保護受給世帯は平成25年度以降、減少しており、令和がん年度には11万2636世帯となっています。生活保護受給人員は平成20よ年度以降減少しており、令和がん年度では13万5787にんとなっています。

また、生活保護率の推移を見ると、大阪市の生活保護率は全国に比べて高いものの、平成25年度以降、減少しており、令和がん年度には4てん98%となっています。

以下に、生活保護受給世帯・人員の推移及び生活保護率の推移を表すグラフを掲載しています。

29ページ

⑤生活困窮者自立相談支援事業の実施状況

生活困窮者自立相談支援事業の令和がん年度の実施状況を見ると、相談者は、52てん9％が男性で、相談者の年齢は10代から64歳までの稼働年齢層が70てん1％を占めています。また、相談経路は本人の来所による相談が最も多く、以下、関係機関・関係者紹介、本人（電話・メール）、家族・知人の来所と続いています。

相談によって確認された課題は、経済的困窮が最も多くなっており、以下、病気、就職活動困難、家族関係・家族の問題と続いています。

また、令和2年以降、新型コロナウイルスの感染拡大による経済不安の影響を受けて、相談者が増加傾向にあります。特に住居確保給付金の申請件数が急増し、住まいへの支援とともに、第2のセーフティネットとしての役割がますます重要となっています。

以下に、相談者の性別、相談者の年齢、相談経路（重複あり）及び相談によって確認されたこと（重複あり・上位10項目）をあらわすグラフを掲載しています。

また、住居確保給付金　申請件数のひょうを掲載しています。

30ページ

「大阪市における人口・世帯数の推移」のまとめです。

平成27年の区別の高齢化率を見ると、最も低い西区が16てん1％であるのに対し、最も高い西成区では38てん7％となっています。また、令和がんねんの区別外国じん住民構成比を見ると、最も低い鶴見区が1てん8％であるのに対し、最も高い生野区は22てん1％となっています。区ごとに住民のニーズや特性が大きく異なることから、地域の実情・課題に応じた地域福祉の取り組みが重要です。

平成27年の65歳以上世帯員のいる世帯のうち、単独世帯の割合を見ると、全国平均の27てん3％に対し大阪市は42てん4％となっており、今後も高齢の単独世帯は増加することが見込まれます。誰もが地域で孤立せず、その人らしい生活を送ることができるよう、みんなで支え合う地域づくりを進めることが重要です。

高齢者や障がいしゃ、外国人住民数は、いずれも近年増加しています。これらの人が抱えるさまざまな課題を解決するためには、その声に耳を傾け、地域全体の課題として受け止め、包括的な支援を行うことができる

仕組みをつくる必要があります。

外国人住民に限らず、日本国籍を取得した人や、親ががい国籍である子どもなど、国籍は日本であってもがい国籍の人と同様の課題を抱えている場合があることを踏まえ、施策や事業に取り組む必要があります。

31ページ

（2）市民の意識と活動の状況

①地域福祉活動への参加状況

地域福祉実態調査によると、地域福祉活動への関心について、「関心がある」や「ある程度関心がある」を合わせた58てん9％が関心があるとなっています。

一方、地域福祉活動への参加については、「参加したことはない」が74てん2％となっています。

また、地域福祉活動に「参加したことはない」と回答した人に、地域福祉活動に参加しなかった理由について尋ねると、「時間がないから」の割合が42てん0％で最も高く、次いで「参加するきっかけがないから」（33てん2％）、「参加の仕方がわからないから」（21てん9％）、「活動があることを知らなかったから」（20てん8％）となっています。

以下に、「地域福祉活動への関心」及び「地域福祉活動への参加状況、並びに地域福祉活動へ参加しなかった理由」複数回答のアンケート結果のグラフを掲載しています。

32ページ

②高齢者実態調査から見えてくる状況

（ア）孤立死について

高齢者実態調査によると孤立死について、ひとり暮らし世帯では「身近に感じる」「やや身近に感じる」を合わせた60てん8％が身近だと感じています。一方、同居者のいる世帯では「身近に感じる」「やや身近に感じる」を合わせた23てん8％が身近だと感じており、ひとり暮らしの高齢者が、より孤立死を身近に感じています。

孤立死を身近に感じる理由は、ひとり暮らし世帯では「ひとり暮らしだから」が87てん0％で最も高く、次いで「近所との付き合いが少ないから」が25てん8％となっています。同居者のいる世帯では「近所との付き合いが少ないから」が30てん9%で最も高く、次いで「特に理由はない」が28てん1%となっています。

以下に、「孤立死に対する意識」及び「孤立死を身近に感じる理由」複数回答のアンケート結果のグラフを掲載しています。

33ページ

（イ）災害時の心配ごとについて

災害時の心配ごとについて、ひとり暮らし世帯、同居者のいる世帯ともに「避難情報がわからない」の割合が最も高く、それぞれ25てん2％、21てん9％となっています。

以下に、「災害時の心配事について」複数回答のアンケート結果のグラフを掲載しています。

（ウ）福祉人材の確保の状況について

産業計と介護職員の離職率については、近年、その差は少なくなってきているものの、依然として介護職員の率が高くなっています。

この状況を反映して、介護保険施設などを対象とした調査では、福祉人材の確保について、「確保できていない」が20てん7％、「確保はできているが、負担感が大きい」の割合が36てん4%となっています。

以下に、「産業計と介護職員の離職率の比較（全国）」をあらわすグラフを掲載しています。

34ページ

福祉人材の確保の状況について、介護保険施設などを対象としたアンケート結果を掲載しています。

③

障がいしゃ等基礎調査から見えてくる状況

（ア）障がいによって困っていることについて

障がいによって困っていることについて、「外出しづらくなる時がある」が25てん2％で最も高く、次いで「健康状態がよくない・健康に不安がある」が23てん1％、「人との関わりが苦手になる」が22てん3％、「調理・洗濯・掃除などの家事」が21てん5%となっています。

以下に、「障がいによって困っていること」複数回答のアンケート結果をあらわすグラフを掲載しています。

35ページ

（イ）災害時に必要なことについて

地震や台風などの災害時に必要なことについて、「安全な場所（避難所など）への誘導や介助などの支援」が36てん8％で最も高く、次いで「医療的ケアの充実と医薬品などの提供」（27てん4％）、「避難所の建物・設備などの整備」（25てん3％）、「障がいに応じた情報提供」（24てん5％）となっています。

以下に、「地震や台風などの災害時に必要なこと」複数回答のアンケート結果をあらわすグラフを掲載しています。

回答者数　4055

安全な場所（避難所など）への誘導や介助などの支援　36てん8％

医療的ケアの充実と医薬品などの提供　27てん4％

避難所の建物・設備などの整備　25てん3％

障がいに応じた情報提供　24てん5％

障がいのある人を対象とした避難所の確保　24てん3％

避難所での介護やコミュニケーションなどのじん的支援　17てん3％

36ページ

④子どもの生活に関する実態調査から見えてくる状況

保護者の困ったときの相談先を見ると、困窮度が高いほど、近隣に住む知人や友人に相談している割合が低く、「相談できる相手がいない」の割合が高くなっています。

また、こどもの悩んでいることについて、困窮度が高いほど、「おうちのこと」で悩んでいるとの回答割合が高くなる一方、「いやなことや悩んでいることはない」の回答割合が低くなっています。

以下に、「困窮度別に見た、困ったときの相談先（保護者回答　抜粋）及び「困窮度別に見た、悩んでいること（小5・ちゅう2こども回答　複数回答）」のアンケート結果をあらわすグラフを掲載しています。

37ページ

「市民の意識と活動の状況」のまとめです。

地域福祉実態調査では約6割の人が地域福祉活動への関心がある一方、現在活動に参加している割合は約1割にとどまっており、その理由としては、「時間がないから」に次いで、「参加するきっかけがないから」が高くなっています。地域福祉活動への参加を促進するためには、さまざまな地域福祉活動にかかる情報を発信することが必要です。

高齢者実態調査によると、高齢者世帯では3割以上が孤立死を身近だと感じており、特に、ひとり暮らし世帯では、その割合は6割以上になっています。そのため、見守り活動を充実するなど、だれもが安心して暮らし続けられるまちづくりを進めることが必要です。

介護職員の離職率は他の産業と比べて高く、人材の確保が難しい状況にあります。そのため、資格を持ちながら職についていない人の復職支援を行うことなどが必要です。また、少子高齢化が進む中、人材の育成・確保については中長期的な視点をもって取り組むことが必要であり、こどもの頃から福祉に親しみを持ってもらうなど裾野を広げることも重要です。

「子どもの生活に関する実態調査」によると、困窮度が高いほど保護者が相談できる相手がいないなど、地域との関わりが薄くなっている状況がうかがえます。こどもや保護者の居場所づくりを行うなど身近な地域に暮らす者同士であるからこそ助け合えることがたくさんあり、地域全体で助け合う意識づくりが必要です。また、こどもが長時間過ごす学校において、支援が必要なこどもを発見し適切な支援につなぐ

仕組みも必要です。

38ページ

（3）地域における団体等の活動の状況

① 社会福祉協議会の状況

市社協及び各区社協は、社会福祉法で「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と規定された社会福祉法人であり、大阪市及び全区に設置されています。

市社協及び区社協には地域の各種団体や住民が参加しており、地域の見守り活動の支援や地域住民が交流する場の設置支援、ボランティア活動者の登録・斡旋など、福祉のまちづくりを目的としたさまざまな取り組みが行われています。（P16参照）

地域福祉実態調査によると、民生委員・児童委員等が地域住民から相談を受けた際に連携する機関として、「地域包括支援センターや障がい者基幹相談支援センターなどの機関」、「区役所（保健福祉センター）」等の公的機関に次いで区社協が挙げられており、地域福祉推進の中心的役割を担っています。

以下に、「相談を受けた際につなぐ機関」複数回答のアンケート結果をあらわすグラフを掲載しています。

②共同募金実績額の状況

都道府県ごとに行われる共同募金について、大阪府の実績額の推移を見ると、年々減少傾向にあり、令和がん年度は、約4億4400万円となっています。募金の内訳を見ると、戸別募金の減少の影響が大きくなっています。

また、大阪市の実績額の推移を見ても、大阪府の傾向と同様、年々減少傾向にあり、令和がん年度は、約1億5900万円となっています。

39ページ

以下に、共同募金（一般募金）実績額の状況（大阪府）及び、共同募金（一般募金）実績額の状況（大阪市）をあらわすグラフを掲載しています。

共同募金のコラムです。

共同募金とは

「赤い羽根」をシンボルとする募金で、戦後復興の一助として、戦争の打撃をうけた福祉施設を中心に資金支援する活動としての機能を果たしてきました。

民間の募金運動で、集まった募金は、その地域の福祉活動に使われていることから、地域福祉の推進に役立っています。

地域ごとの使いみちや集める額を事前に定めて、募金を呼びかける計画募金です。

社会福祉法

社会福祉法において、「地域福祉計画」「社会福祉協議会」と並んで、「共同募金」が地域福祉の推進の中に規定されています。

共同募金（一般募金）の状況

令和がん年度　募金実績

大阪府：4億4352万6千円（内、大阪市：1億5851万9千円）

主な募金種別の内訳は、戸別募金3億576万9千円、法人募金5674万2千円、バッジ募金4227万6千円となっており、3種別で一般募金の90％以上を占めています。

共同募金の使いみち

①広域福祉事業

大阪府内の社会福祉施設、社会福祉団体、大阪府・大阪市社会福祉協議会等に配分します。

【大阪市内における実績：大阪市里親会『夏季研修及びレクリエーション事業、シンポジウム等の啓蒙活動事業』

（事業内容：里親同士があい携え、受託児童の養育について、里親自身の研鑽と相互の理解を深め、里親制度の普及啓発を図るための研修等各種事業を行う事業）　など】

②地域福祉事業

各地区の地域福祉事業を推進するため、市区町村社会福祉協議会に配分します。

【大阪市内における実績：学習支援事業（住吉区）、敬老会等助成事業（東成区）など】

40ページ

③民生委員・児童委員活動の内容別相談・支援件数

令和がん年度の大阪市における民生委員・児童委員の活動状況を見ると、日常的な支援の割合が23てん6％と最も高くなっています。次いで、子どもの地域生活の割合が13てん8％、子どもの教育・学校生活の割合が8てん7％となっています。このほか、子育て・母子保健、在宅福祉、生活環境等、相談内容が多岐にわたっています。全国と比較すると、大阪市では、子どもの地域生活についての相談の割合が高くなっています。

以下に、「大阪市における民生委員・児童委員の活動状況の推移」及び「大阪市と全国の活動状況の比較（平成30年度）」をあらわすグラフを掲載しています。

41ページ

民生委員・児童委員のコラムです。

民生委員・児童委員とは

民生委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された特別職の地方公務員であり、給与の支給はなく（無報酬）、ボランティアとして活動しています。

また、民生委員わ児童福祉法に定める児童委員を兼ねることとされており、一部の児童委員わ児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けています。

大阪市では、民生委員の定数基準を、220以上440以下の世帯につき1人とし、地域の実情を考慮して定めており、令和がん年度末現在、約4千人の民生委員・児童委員が活動しています。（全国では約23万人）

民生委員・児童委員の活動

民生委員・児童委員に期待される役割の基本は、住民の身近な相談相手となり、相談内容に応じて適切な支援につなぐことにあり、各地域において住民への相談支援活動を行っています。相談支援活動においては、相談したくても、誰にも相談できずに困っている住民を具体的な相談に結びつける入口となる活動は重要であり、子育てサロンなどの活動にも取り組んでいます 。

社会や家庭のありようが変化する中、地域社会において住民が抱える課題は複雑・多様化 しており、子育て世帯、高齢者や障がいしゃ世帯の見守りや安否確認などにも重要な役割を果たしています。

また、地域の状況を把握するのは、民生委員活動の基本であり重要なものであり、そのことが行政や関係機関・団体への提言、意見具申の取り組みにつながっています。

民生委員の存在や活動を広く社会に伝えることは、相談支援活動につながることから広報活動にも力を入れて取り組んでいます。

なお、民生委員・児童委員の活動は、地域住民との信頼関係を基盤として成立することから、民生委員には民生委員法に基づき守秘義務が課されています。

42ページ

④社会事業施設の公益的な取り組みの状況

大阪市内には高齢者や障がいしゃ、児童等の福祉施設が多数あり、各施設で地域を対象とした公益的な取り組みが実施されています。具体的な取り組みの内容としては、「場所の提供」や「備品等の貸出」、「災害時のうけいれ協定・物品備品」が多いほか、各施設の強みを活かした様々な取り組みが行われています。

以下に、公益的な取組みの実施状況（施設数）及び実施されている公益的な取組みの内容をあらわすグラフを掲載しています。

⑤地域活動協議会の状況

地域活動協議会とは、概ね小学校区を範囲として、地域団体やNPO、企業など地域のまちづくりに関するいろいろな団体が集まり、話し合い、協力しながら、さまざまな分野における地域課題の解決やまちづくりに取り組んでいくための仕組みです。

地域活動協議会では、地域の実情を踏まえた地域福祉活動が行われています。

地域活動協議会で実施されている主な地域福祉活動

高齢者食事サービス、ふれあい喫茶、子育てサロン、敬老のつどい、ひゃくさい体操など

出典：各区役所ホームページ（抜粋）

43ページ

⑥老人クラブ数と会員数の推移

老人クラブ数と会員数の推移を見ると、会員の高齢化や会長のなり手ぶそくを背景に、全国的な傾向と同様、大阪市においても団体数、会員すうともに減少傾向にあり、平成30年度末では、団体数は768団体、クラブ会員数は5万342人となっています。

以下に、老人クラブ団体数の推移及び老人クラブ会員数の推移をあらわすグラフを掲載しています。

老人クラブのコラムです。

老人クラブとは

老人クラブは、仲間づくりを通して、生きがいと健康づくり、生活を豊かにする楽しい活動を行うとともに、その知識や経験を生かして、地域のさまざまな団体と共同し、地域を豊かにする社会活動に取り組み、明るい長寿社会づくり、保健福祉の向上に努めることを目的とする団体です。大阪市ではおおむね小学校区ごとに結成された「単位老人クラブ」を基礎として組織されています。

老人クラブの活動

老人クラブは、発足当初から「健康」「友愛」「奉仕」の活動に取り組んでいます。

毎年9月の大阪市高齢者福祉月間には、友愛活動の一環として各区のねたきり高齢者を対象とした友愛訪問やひゃくさい長寿者お祝い訪問を実施しています。また、全国運動として制定された9月20日の老人クラブ「社会奉仕の日」を中心に、さまざまな奉仕活動にも取り組んでいます。

さらに、地域包括ケアシステムでは、生活支援や介護予防で重要な役割を果たすことが期待されています。（P52参照）

44ページ

⑦ボランティア登録者数の推移

市社協及び区社協におけるボランティア登録者数の推移を見ると、減少傾向にあり、令和がん年度は3万4170にんとなっています。

以下に、ボランティア登録者数の推移をあらわすグラフを掲載しています。

⑧大阪市における特定非営利活動（NPO）法人の活動内容

大阪市における特定非営利活動（NPO）法人の活動内容を見ると、保健、医療又は福祉の増進を図る活動が最も多く、824団体となっています。

以下に、大阪市における特定非営利活動法人の活動内容（令和2年3月（上位5項目）（複数選択）をあらわすグラフを掲載しています。

「地域における団体等の活動の状況」のまとめです。

大阪市では、民生委員・児童委員や地域活動協議会、ボランティアやNPO法人などにより活発に地域福祉活動が行われています。そのような活動が充実するよう支援する取り組みが必要です。

共同募金（一般募金）の大きな割合を占める戸別募金は町会に加入しない人が増えたことなどを背景に年々減少しています。一方、クリック募金など新しい形の地域福祉活動への寄付もあります。さまざまな寄付にかかる情報を周知し社会全体で寄付文化の醸成のために取り組んでいくことが必要です。

45ページ

（4）地域における社会問題の状況

虐待等の状況

①高齢者虐待について

・養護者（身のまわりの世話や金銭管理等をしている家族等）による高齢者虐待

大阪市における平成28年度以降の通報等件数及び虐待と判断した件数の推移を見ると、ともに増加しており、平成30年度では、通報等件数は1053件、虐待と判断した件数は383件となっています。虐待の種別の状況では「身体的虐待」が最も高く60てん6％となっており、虐待者は高齢者の子（息子・娘）が全体の半数以上（59てん0％）を占めています。相談・通報者としては、「警察」が最も多く45てん2％、次いで「介護支援専門員・介護保険事業所職員」が29てん2％となっています。近隣住民・知人の割合は4てん0％となっています。

以下に、高齢者虐待（養護者による虐待）件数の推移のグラフ及び虐待の種別・るいけい、通報者（届出を含む）の状況、被虐待者から見た虐待者の続き柄をあらわすひょうを掲載しています。

46ページ

養介護施設従事者等（老人ホームなどの入所施設や訪問介護等事業所の職員等）による高齢者虐待

大阪市における平成28年度以降の通報等件数及び虐待と判断した件数の推移を見ると、平成30年度では、通報等件数は増加しており、174件、虐待と判断した件数はほぼ横ばいで23件となっています。虐待の種別の状況では「身体的虐待」が最も高く58てん3％となっており、相談・通報者としては、「家族・親族」が最も高く25てん9％となっています。

以下に、高齢者虐待（養介護施設従事者等による虐待）件数の推移のグラフ及び虐待の種別・るいけい、通報者（届出を含む）の状況をあらわすひょうを掲載しています。

47ページ

②

障がいしゃ虐待について

養護者（身のまわりの世話や金銭管理等をしている家族等）による障がいしゃ虐待

大阪市における平成28年度以降の通報等件数及び虐待と判断した件数の推移を見ると、平成30年度では、通報等件数は増加しており463件、虐待と判断した件数はほぼ横ばいで49件となっています。虐待の種別の状況では「身体的虐待」が最も高く59てん2％、相談・通報者としては、「警察」が最も高く77てん7％となっています。また、虐待者は障がいしゃの母、父、夫が同数で多く、それぞれ全体の26てん5％を占めています。

以下に、障がいしゃ虐待（養護者による虐待）件数の推移のグラフ及び虐待の種別・るいけい、相談・通報・届出の状況、被虐待者から見た虐待者の続き柄をあらわすひょうを掲載しています。

48ページ

障がいしゃ福祉施設従事者等

（障がいしゃ支援施設などの入所施設や就労継続支援事業所、ホームヘルパー等事業所の職員等）による障がいしゃ虐待

平成28年度以降の通報等件数及び虐待と判断した件数の推移を見ると、ともに増加しており、平成30年度では、通報等件数は85件、虐待と判断した件数は19件となっています。虐待の種別の状況では「身体的虐待」が最も高く47てん4％、相談・通報者としては、「当該施設・事業所職員」、「当該施設・事業所設置者等」が合わせて27 てん1％と最も多く、次いで「家族・親族」が17てん6％となっています。

以下に、障がいしゃ虐待

（障がいしゃ福祉施設従事者等による虐待）件数の推移のグラフ及び虐待の種別・るいけい、相談・通報・届出の状況をあらわすひょうを掲載しています。

使用者（かい社の社長、上司等）による障がいしゃ虐待

平成28年度以降の通報等件数の推移を見るとほぼ横ばいとなっています。なお、会社に対して指導の権限を有する労働局でも直接相談通報があれば受理されています。

以下に、障がいしゃ虐待（使用者による虐待）件数の推移のグラフを掲載しています。

49ページ

③児童虐待について

大阪市こども相談センター（児童相談所）における平成29年度以降の児童虐待相談対応件数等の推移を見ると、近年増加しており、令和がん年度では、6523件となっています。

虐待の種別の状況では「心理的虐待」が最も高く63てん7％、虐待相談の経路では警察等の割合が最も高く74てん1％となっています。また、虐待者は実母・実父で全体の9割　かっこ89てん9％）を占めています。

以下に、児童虐待相談件数の推移のグラフ及び虐待の種別・るいけい、虐待相談の経路、被虐待者から見た虐待者の続き柄をあらわすひょうを掲載しています。

50ページ

④ドメスティック・バイオレンス（DV）に関する相談件数

大阪市におけるDVに関する相談件数を見ると、大阪市配偶者暴力相談支援センターが設置された平成23年度以降増加を続けていましたが、平成29年度をピークに微減となっており、令和がん年度には、3157件となっています。

以下に、ＤＶに関する相談件数の推移のグラフを掲載しています。

成年後見制度の状況

大阪市における成年後見制度利用に関する家庭裁判所への申し立て件数の推移を見ると、年々増加しており、令和がんねんでは、1081件となっています。内訳としては、後見開始の申し立てが最も多く、令和がんねんでは、全体の74てん2%を占めています。

また、身寄りがなく申し立てをする人がいないなど、本人の福祉を図るために特に必要があると認められる場合に大阪市長が行う「市長申し立て」の件数も、近年徐々に増加しており、令和がんねんでは、236件となっています。

以下に、大阪市域における申し立て件数（各年1月1日

から12月31日）をあらわすグラフを掲載しています。

51ページ

その他

① 自殺者数・自殺死亡率の推移

大阪市における自殺者数・自殺死亡率の推移を見ると減少傾向にあり、平成30年では自殺者数が509人、人口10万人当たりの自殺者数をあらわす自殺死亡率は18てん7となっています。

原因別自殺割合を見ると、健康問題を理由として自殺する人が最も多くなっています。

以下に、自殺者数・自殺死亡率の推移及び平成30年原因・動機別自殺割合のグラフを掲載しています。

②消費者被害の状況

大阪市内の特殊詐欺被害の状況を見ると、預貯金詐欺、架空料金請求詐欺ともに、認知件数と被害金額において前年同期を上回っています。また、被害者の81％が65歳以上の高齢者となっています。

以下に、令和2年1月から5月における特殊詐欺被害の主な状況の預貯金詐欺及び架空料金請求詐欺のひょうを掲載しています。

52ページ

2　地域福祉にかかる法・制度の動向

（1）地域共生社会の実現

いち

くにの動向について

（ア）地域包括ケアシステムの構築

団塊の世代のすべてが75歳以上の後期高齢者となる令和7年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築が進められています。

今後、団塊の世代が75歳以上となる令和7年、さらには団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年を見据え、介護保険制度を基盤とした地域共生社会づくりや介護サービス需要の更なる増加・多様化、現役世代の減少への対応が重要となっています。

このため、令和2年の介護保険制度の改正では、地域共生社会の実現と令和22年への備えとして、「1．介護予防・地域づくりの推進」、「2．地域包括ケアシステムの推進」、「3．介護現場の革新」を3つのはしらとする考え方が示され、この3つのはしらは、相互に重なり合い、また関わり合うものと位置づけられています。

以下に、参考として地域包括ケアシステムのイメージ図が掲載されています。

イメージ図の説明です。

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度なよう介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしいくらしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現していきます。

今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。

人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、高齢化の進展状況には大きな地域差が生じています。

地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要です。

出典：厚生労働省ホームページ「地域包括ケアシステム」

53ページ

（イ）生活困窮者自立支援制度

平成27年4月から施行された生活困窮者自立支援制度は、最後のセーフティネットである生活保護に至る前の段階から、第2のセーフティネットとして早期に支援を図ることを目的としています。

平成30年10月には、改正法が施行され、地域共生社会の実現に向けて、生活困窮者自立支援制度の2つの基本理念である、「生活困窮者の尊厳の保持」と「生活困窮者支援を通じた地域づくり」が法に規定されました。

生活困窮者の定義として、経済的困窮の背景要因となる、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性などの様々な事情なども含めることが明確化され、包括的に支援を行っていくこととされています。

社会的孤立や自尊感情の低下等により、SOSを出すことが難しい生活困窮者が、早期に支援に繋がるよう、自治体の各部局において、生活困窮者を把握した場合には自立相談支援事業等の利用勧奨を行うことが努力義務化されるとともに、生活困窮者に対する支援に関する情報の交換や支援体制に関する検討を行うため、関係機関等から構成される会議を設置することができることとなりました。

令和2年4月には、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて、住居確保給付金の対象者の拡充や、受給期間中の求職活動要件の大幅な緩和が実施されました。

この拡充等に伴い、急激に相談者が増加する中、第２のセーフティネットとしての役割と、一人ひとりに寄り添った伴走型支援を両立させるという難しい対応が求められています。併せて「新しい生活様式」に対応した支援のあり方を検討していくことも必要となっています。

今後とも、経済的課題だけでなく、本人の状況に応じてできる限り幅広い支援を行うこと、さらに、生活困窮者の早期把握や見守りのための地域ネットワークの構築、社会資源の開発などを通じて、住民が相互に支え合う地域づくりをめざします。

54ページ

以下に、参考として生活に困窮する者に対する重層的なセーフティネットのイメージ図が掲載されています。

イメージ図の説明です。

一般的に、社会保険や労働保険など雇用を通じたセーフティネットは第1のセーフティネット、生活保護は第3のセーフティネット、その間の仕組みは第2のセーフティネットと呼ばれています。生活困窮者自立支援制度は、この中でも第2のセーフティネットを手厚くし、生活保護制度の改革と合わせて重層的なセーフティネット構築を目指す施策として、平成27年4月に始まった制度です。生活に困窮している人に対し、生活保護受給に至る前の段階で、自立に向けた支援を行うことによって、課題がより複雑化・深刻化する前に自立の促進を図ることが期待されています。

なお、本制度は生活保護制度の受給を制限するものではなく、生活保護が必要な人に対しては適切につなぐなど、最後のセーフティネットである生活保護制度とは両輪として機能することが求められています。

出典　厚生労働省「平成29年7月　新たな住宅セーフティネット制度説明会資料」

以下に、参考として生活困窮者自立支援制度の理念をまとめたひょうが掲載されています。

ひょうの説明です。

1　制度の意義

本制度は、生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」を全国的に拡充し、包括的な支援体系を創設するもの。

2　制度の目指す目標

（1）生活困窮者の自立と尊厳の確保

（2）生活困窮者支援を通じた地域づくり

3　新しい生活困窮者支援のかたち

（1）包括的な支援

（2）個別的な支援

（3）早期的な支援

（4）継続的な支援

（5）分権的・創造的な支援

出典　厚生労働省「平成27年7月　生活困窮者自立支援制度について」

55ページ

以下に、参考として生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化をまとめたひょうが掲載されています。

出典　厚生労働省「平成30年7月　生活困窮者自立支援制度全国担当者会議　資料」抜粋

以下に、参考として生活困窮者自立支援制度の概要をまとめたひょうが掲載されています。

出典　厚生労働省「2017年　平成29年7月　新たな住宅セーフティネット制度説明会資料」

56ページ

（ウ）「地域共生社会」の実現に向けて

「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」において、高齢者に対する地域包括ケアシステムや生活困窮者に対する自立支援制度といった包括的な支援システムを制度ごとではなく地域に暮らす住民に広げていく新しい地域包括支援体制の構築を進めていくこと、そしてそのプロセスを経て、誰もが支え、支えられるという共生型の地域社会を再生・創造していくということが示されました。

「ニッポン一億総活躍プラン」では、「子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる『地域共生社会』を実現する。このため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する」ことが示されました。

平成29年2月には厚生労働省が「『地域共生社会』の実現に向けて（当面の改革工程）」を公表し、地域共生社会の実現に向けて2020年代初頭を目途に、「地域課題の解決力の強化」「地域丸ごとのつながりの強化」「地域を基盤とする包括的支援の強化」「専門人材の機能強化・最大活用」という4つの

はしらに沿って改革を進めていくという改革の骨格を示しました。

平成29年5月に改正された社会福祉法では、地域福祉推進の理念として、支援を必要とする住民が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者が把握し、関係機関との連携等による解決を図ることが明記されるとともに、この理念を実現するために、包括的な支援体制づくりに努めることが規定されました。

併せて、市町村による地域福祉計画の策定が努力義務として規定されるとともに、福祉の各分野における共通事項を定める、福祉分野の上位計画として位置づけられるようになりました。

57ページ

令和2年6月に改正された社会福祉法では、市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する新たな事業（重層的支援体制整備事業）の枠組みが創設されています。

以下に、参考として地域共生社会をまとめた図が掲載されています。

以下に、参考として重層的支援体制整備事業の創設をまとめた図が掲載されています。

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の重層的な支援体制の構築の支援

地域住民が抱える課題が複雑化・複合化する中、従来の支援体制では課題がある。

このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる

仕組みとすることが必要。

社会福祉法に基づく新たな事業（「重層的支援体制整備事業」）の創設

市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、１　相談支援２　参加支援、３　地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設する。

新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく任意事業。ただし、事業実施の際には、１から３の支援は必須

新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、交付金を交付する。

出典　厚生労働省ホームページ　社会福祉法の改正趣旨・改正概要（抜粋）

58ページ

以下に、参考として参加支援事業の解説が掲載されています。

参加支援事業とは（社会福祉法第106 条の4第2項第2号）

社会とのつながりを作るための支援を行う

利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる

本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う

また、受け入れ先の悩みや課題にも寄り添い、困っていることがある場合にはサポートをする。

出典　厚生労働省ホームページ　社会福祉法の改正趣旨・改正概要（抜粋）

59ページ

に

くにの動向を踏まえた大阪市の方針

大阪市では、第1期地域福祉基本計画において、国が定めた地域共生社会に向けた改革の骨格の方向性を踏まえた方針を定めて、地域共生の実現に向けた取組を進めてきました。

その後の社会福祉法の改正も踏まえ、大阪市の方針を次のとおり定め、地域共生社会の実現に向けて、引き続き計画的に取り組みを進めていきます。

地域課題の解決力の強化

住民相互の支え合い機能を強化、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制を整備（要約）

『他人ごと』を『我が事』に変えていくような働きかけを通じて、住民が、主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制を構築していく。

住民に身近な圏域において、地域包括支援センターなど各福祉制度に基づく相談機関や、社会福祉協議会、社会福祉法人やNPO法人、住民を主体とする活動団体などが、相互に連携しながら、専門分野だけではなく、地域の住民が抱える課題について、分野を超え『丸ごと』の相談を受け止めるばを設けていく。

それを受けて、大阪市の方針

市社協・区社協と連携し、地域福祉活動への住民参加を促進するとともに、住民が主体的に地域課題を把握し解決できる体制づくりを支援します。

また、地縁団体やボランティア団体、NPO、社会福祉法人、商店、企業、学校など、多様な主体の協働（マルチパートナーシップ）の推進を図るとともに、それぞれの主体が活動を持続的に行うことができるよう支援します。

「支え合い」や「助け合い」の視点を大切に、だれもが役割を持って、主体的に関わり続けられる活動の広がりをめざします。

民生委員・児童委員、市民後見人など地域生活を支える人材を増やしていくための取り組みや、活動の促進、育成を進めます。

60ページ

複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築（要約）

本人に寄り添いながら生活全般に対する包括的な支援を行うという生活困窮者自立支援制度の理念を普遍化し、住民に身近な圏域で明らかになった課題、特に、多様・複合的な課題について、福祉分野だけでなく、保健・医療、権利擁護、雇用・就労、産業、教育、住まいなどに関する多機関が連携し、市町村等の広域で解決を図る体制を確保する。住民に身近な圏域における『丸ごと』の相談体制と緊密に連携することにより、すべての住民を対象とする包括的相談支援体制を構築する。

それを受けて、大阪市の方針

自ら助けを求めることができず、地域社会から孤立しがちな人を支える

仕組みづくりに取り組みます。また、既存の相談支援の仕組みでは解決できない複合的な課題を抱えた人に対し、さまざまな施策分野の相談支援機関や地域の関係者が連携し支えるための

仕組みづくりに取り組みます。これらの取り組みが連携することで、総合的な相談支援体制の充実を図ります。

生活困窮者自立支援制度を通じ、「断らない相談」の推進や、総合的な相談支援体制の充実と支援会議との連携を図ることで、本人の状況やニーズに応じた支援や社会資源の開発などの地域づくりに取り組んでいきます。

多様な主体の協働（マルチパートナーシップ）の推進を図るとともに、それぞれの主体が活動を持続的に行うことができるよう支援します。

61ページ

地域丸ごとのつながりの強化

多様な担い手の育成・参画、民間資金活用の推進、多様な就労・社会参加の場の整備（要約）

地域の活動への多様な主体の参画を促す観点から、福祉政策と雇用政策の両面から、地域の支え合い活動へ関わる人材の育成を促す。また、地域の民間資金の活用を推進する。

（社会福祉法第106条の4第2項第2号　要約）

社会との関係性が希薄化していたり、既存の取組では対応できない狭間のニーズのある人について、活動機会の提供等、社会とのつながりを作る支援

それを受けて、大阪市の方針

多様な主体の協働（マルチパートナーシップ）の推進を図るとともに、それぞれの主体が活動を持続的に行うことができるよう支援します。

詳細は、第3章「基本目標1の2 地域福祉活動への多様な主体の参画と協働の推進」（P96）を参照

生活困窮者自立支援制度を通じ、就労支援、住まいの課題への支援、学習・生活支援など、多様な社会参加に向けた支援の機能を確保するとともに、既存の地域資源と狭間のニーズを持つかたとの橋渡しとなるよう関係機関と連携した地域づくりに取り組んでいきます。

詳細は、第2章「2 地域福祉にかかる法・制度の動向 （1）①（イ）生活困窮者自立支援制度」（P53）を参照

62ページ

地域を基盤とする包括的支援の強化

地域包括ケアの理念の普遍化：高齢者だけでなく、生活上の困難を抱えるかたへの包括的支援体制の構築（要約）

地域包括ケアの理念を普遍化し、高齢者のみならず、障がいしゃや子どもなど生活上の困難を抱えるかたが地域において自立した生活を送ることができるよう、地域住民による支え合いと公的支援が連動し、地域を『丸ごと』支える包括的な支援体制を構築し、切れ目のない支援を実現する。

それを受けて、大阪市の方針

自ら助けを求めることができず、地域社会から孤立しがちな人を支える

仕組みづくりに取り組みます。また、既存の相談支援の仕組みでは解決できない複合的な課題を抱えた人に対し、さまざまな施策分野の相談支援機関や地域の関係者が連携し支えるための

仕組みづくりに取り組みます。これらの取り組みが連携することで、総合的な相談支援体制の充実を図ります。

生活困窮者自立支援制度を通じ、福祉分野に限らず、地域に関係する様々な関係機関と連携しながら、本人の状況やニーズに応じた支援や社会資源の開発などの地域づくりに取り組んでいきます。

多様な主体の協働（マルチパートナーシップ）の推進を図るとともに、それぞれの主体が活動を持続的に行うことができるよう支援します。

63ページ

専門人材の機能強化・最大活用

対人支援を行う専門資格に共通の基礎課程創設の検討（要約）

「地域共生社会」を実現していく上では、住民とともに地域をつくり、また、人々の多様なニーズを把握し、地域生活の中で本人に寄り添って支援をしていく人材が一層重要となる。

このような観点や、多様なキャリアパスの構築等を通じて人材の有効活用を図る観点から、保健医療福祉の各資格を通じた基礎的な知識や素養を身につけた専門人材を養成していくことが必要である。

それを受けて、大阪市の方針

大阪市では市町村の役割である研修やネットワーク構築等を通じて、福祉専門職や福祉・介護サービス事業者への支援を充実させ、福祉専門職の育成・確保を進めます。

福祉専門職が専門性の高い業務に専念できる環境を整備するとともに、新たな人材の確保にもつなげます。

詳細は、第4章「2の2 福祉専門職の育成・確保」（P128）を参照

64ページ

（2）成年後見制度の利用の促進

いち

くにの動向について

成年後見制度は、認知症、知的障がいその他の精神上の障がいがあることにより、財産管理や日常生活等に支障がある人たちを支えるための重要な手段であるにもかかわらず、十分に利用されていないことから、平成28年5月に、成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「促進法」という。）が施行されました。

促進法において、国は、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本的な計画を定めることとされており、平成29年3月に「成年後見制度利用促進基本計画」を閣議決定しました。

また、地方公共団体に対しても、成年後見制度の利用の促進に向けて自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を策定し、実施する責務が定められており、国が定めた「成年後見制度利用促進基本計画」を勘案して、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることとされています。

以下に参考として成年後見制度利用促進基本計画のポイントをまとめたひょうを掲載しています。

ひょうの説明です。

成年後見制度利用促進基本計画のポイント

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）に基づき策定

計画の対象期間は概ね5年間を念頭　平成29年度から33年度）

工程ひょうを踏まえた各施策の段階的・計画的な推進　別紙1参照　市町村は国の計画を勘案して市町村計画を策定

計画に盛り込まれた施策の進捗状況の把握・評価等

（1）利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善

（2）権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

（3）不正防止の徹底と利用しやすさとの調和

出典　内閣府ホームページ（成年後見制度利用促進基本計画について）

65ページ

以下に成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書のポイントを掲載しています。

以下はひょうの説明です。

各施策の進捗状況

１ 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善

（１）意思決定支援の在り方についての指針の策定等

（２）適切な後見人等の選任・交代の推進

（３）診断書の書式改定、本人情報シートの運用開始 (平成31年4月から）

（４）任意後見・補助・保佐の利用促進

それを受けて今後の対応

１ 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善

（１）意思決定支援の在り方についての指針の策定等

（２）適切な後見人等の選任・交代の推進

（３）本人情報シートの更なる周知、活用の推進

（４）任意後見・補助・保佐の利用促進

各施策の進捗状況

２ 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

（１）中核機関等の体制整備の推進

（２）市民後見人・法人後見等の担い手の育成・活用

それを受けて今後の対応

２ 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

（１）ＫＰＩ達成に向けたさらなる取組の推進

（２）市民後見人・法人後見等の担い手の育成・活用

各施策の進捗状況

３ 不正防止の徹底と利用しやすさの調和

（１）従来の後見制度支援信託に並立・代替する金融商品として、 後見制度支援預貯金の仕組みの提示（平成30年3月）、金融機関における導入の促進

（２）任意後見制度の趣旨に沿った適切な運用の確保

（３）専門職団体における不正防止の取組

それを受けて今後の対応

３ 不正防止の徹底と利用しやすさの調和

（１）後見制度支援預貯金 の更なる導入促進

（２）任意後見制度の趣旨に沿った適切な運用の確保

（３）専門職団体における不正防止の取組の推進

各施策の進捗状況

４ 基本計画に盛り込まれているその他の施策

（１）医療等に係る意思決定支援が困難な人への支援

（２）成年被後見人等の権利制限の措置の見直し

それを受けて今後の対応

４ 基本計画に盛り込まれているその他の施策

（１）医療等に係る意思決定支援が困難な人への支援

（２）成年被後見人等の権利制限の措置の見直し

５ その他

今後、運用面における改善の状況や関連た制度の運用状況を踏まえつつ、必要に応じて、成年後見制度の在り方についても検討

出典　内閣府ホームページ（成年後見制度利用促進）

66ページ

に

くにの動向を踏まえた大阪市の方針

国が定めた「成年後見制度利用促進基本計画」において、市町村の役割とされている、中核機関の設置、地域連携ネットワークの段階的整備等にかかる大阪市の方針を、本計画において定め、取り組みを進めていきます。

大阪市の方針

大阪市では、権利擁護支援の取り組みとして既に「大阪市成年後見支援センター」を設置していることから、同センターを中核機関として位置づけたうえで、その機能強化を図り、専門職団体・関係機関が連携協力する「協議会」の設置・運営や、本人を中心とする「チーム」を支援する、「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」を構築します。

また、今後の権利擁護支援を必要とする人の増加に対応するため、市民後見人の養成・支援を強化します。

詳細は、第4章「3の2 成年後見制度の利用促進」（P134）を参照

67頁

3　各区の取り組み状況

（1）取り組み状況について

ア、これまでの経過

大阪市では、「市政改革プラン－新たな住民自治の実現に向けて－」に基づき、公共を担う活力ある地域社会づくり及び、自律した自治体型の区せい運営の実現に向けて、「ニア・イズ・ベター」の考え方のもと、区長のリーダーシップにより区の特性を活かしたまちづくりに取り組んできました。

地域福祉においても、大阪市地域福祉推進指針の方向性を踏まえ、区地域福祉計画等を順次策定し、それぞれの区において地域の実情に応じて主体的に創意のある取り組みを推進してきました。

局においては、各区の取り組みを推進するため、他都市や各区の先進的な取り組みの紹介や情報共有の場の設定を行い、区ごとの担当者を配置し、訪問や区の会議への参加、日常的な相談を行い、継続的な支援を行っています。

イ、現在の取り組み状況

【区地域福祉計画等の策定状況】

大阪市では、大阪市地域福祉計画と24区の地域福祉計画が一体となって、地域福祉計画を形成しています。

　各区の地域福祉計画では、基本理念や地域づくりの考え方をイメージしやすくするため、居場所と持ち場等のスローガンや、シンプルな行動テーマを設定するなど工夫を凝らしています。各区・各地域の実情を踏まえて策定されていますが、令和2年度時点の状況は次のとおりです。

①計画期間の状況

3年から10年

計画期間を定めず、年次または随時改訂を実施している場合があります。

②地域課題の状況

地域の人間関係の希薄化や退職年齢の上昇等により、多くの区で地域活動に携わるかたの減少が深刻な状態にあります。

一方で、市内中心部の区では、ファミリー向けマンションの増加により、子育て世帯の流入が続いており、急増する子育て支援ニーズ等への対応や、地域活動への理解・参画の啓発等が課題となっています。

68ページ

また、がいこくにつながる市民の増加により、既存の地域コミュニティとの融合が課題となっている地域を抱えた区もあります。

③小地域計画の策定状況

地域課題の解決には、関係者が合意のうえ取り組みを進めることが重要となります。小地域の単位でも、社会福祉協議会の支援等により、社会福祉施設や専門職、企業、ＮＰＯなど幅広い関係者が参画する座談会等を通じて、小地域福祉活動計画や行動計画が策定されています。また、区地域福祉計画の中に、地域ごとの課題や取り組みを盛り込んでいる場合もあります。

小地域単位の計画は、未策定の区が多く、今後の課題となっています。

【地域の特性に応じて区独自で実施している事業】

一人ひとりの住民が抱える福祉課題が多様化・複雑化する一方で、それぞれの地域の人口構成や環境、社会資源の状況により、特定の地域に共通する課題として対応すべきものやその地域ならではの対応を考えていくことが必要です。

大阪市では、地域の特性に応じて区独自で次のような事業に取り組んでいます。

①地域福祉システムの整備状況（各区）

区や地域によって、福祉課題や資源などが異なるほか、地域団体をはじめNPO や企業など地域社会を支える活動主体も多様化しており、平成20よ年度以降、各区・地域の実情に応じた福祉システムの再構築が進められています。

令和2年度現在、多くの区が社会福祉協議会等と連携し、小学校区単位で「地域福祉コーディネーター」等の地域福祉の調整役・推進役を設置しているほか、民生委員・児童委員等とも連携してネットワークの構築を進めています。

69ページ

②防災の取り組み（各区）

災害発生時に備えた取り組みは、各区では「地域におけるよう援護者の見守りネットワーク強化事業」の取り組みを中心に、災害時に助け合える地域をめざして取り組みを進めています。

各区・地域での個々の取組や課題は、区社協や地域社協等と連携した各種啓発や避難訓練、避難所運営訓練等を実施しているほか、地域担当制を設けて区職員が地域の自主防災組織の支援や課題共有を行うなど、連携の強化が図られている区・地域もあります。

③単身高齢生活保護受給者の社会的つながりづくり事業「ひと花プロジェクト」（西成区）

西成区は、単身の高齢男性が多く、また、生活保護率が市内で最も高い状況にあることから、社会的つながりが希薄となりがちな、単身高齢生活保護受給者等に対して、社会的なつながりや日常的な居場所を提供するなど、社会参加への支援に取り組んでいます。（平成25年7月開始）

④まちの支えあい活動」（通称：あいまち）（鶴見区）

鶴見区では、高齢者数の増加に伴い、単身高齢者あるいは高齢者夫婦のみの世帯も増加しています。しかしながら、高齢者や障がいしゃ等が地域で暮らしていくうえで必要な日常生活の軽微なサポートなどは、介護サービスや障がい福祉サービス等では対象外とされており、インフォーマルな助け合いが望まれていました。そこで、地域住民主体の有償で営利を目的としないボランティア派遣制度を構築し、運用しています。（平成26年6月開始）

【区民のニーズに応じて、全市的な取り組みを拡充して実施している事業】

市全体で最低限実施すべき機能や統一して実施したほうがよい取り組みについては、局において施策を進めています。そのうえで、各区において、区民のニーズに応じて機能や資源を追加することにより、取り組みの強化・充実が図られています。

70ページ

① 地域見守り支援事業・地域見守り支援システム事業（住吉区）

大阪市では、「地域におけるよう援護者の見守りネットワーク強化事業」を、平成27年度から24区すべてで実施しており、各区にCSW等を配置した「見守り相談室」を設置し、行政と地域が保有するよう援護者名簿に係る同意確認や名簿整理、孤立世帯等への専門的対応等を行っています。（P93参照）

住吉区では、既存の福祉サービスだけでは対応困難な事案に対しての対応が必要とされており、また、単身向けマンションや集合住宅を中心に孤立死が多くみられ、今後増加していくことが懸念されています。

住吉区では、CSWの配置人数を上乗せするとともに、小地域ごとに地域支援相談員を配置し、地域におけるきめ細かな見守りネットワークの実現をめざしています。

②見守りにかかる連携協定による孤立死防止の取り組みの強化

近年では、「孤立死」が社会問題となっています。

大阪市では、平成26年、ライフライン事業者等と連携協定を締結し、日常業務の中で訪問先の異変を察知した際に、区役所等の窓口へ連絡していただき、状況確認を行うことができる取り組みを開始しました。

区は、食材宅配事業者等とも独自の連携協定を締結するなど、見守りの機会の拡充に取り組んでいます。

（2）課題と今後の方向性

身近な地域の課題解決とより良い地域づくりを具体的に検討することができ、また、幅広い住民の参加が得やすいことから、着実に成果がでているところです。

いくつかの区は、区圏域での地域福祉計画等に加えて、小地域ごとの地域福祉活動計画を策定しており、住民意識の醸成や交流の活発化も進んでいます。

71ページ

引き続き、区においては、地域の実情に応じた創意のある取り組み、特に、地域福祉推進の基本圏域と位置づけた小地域における取り組みを進めていくことが大切です。

一方では、人材の発掘・育成が求められていることから、市圏域での福祉教育の充実や啓発活動など、中長期的な取り組みが必要です。

加えて、福祉サービスの利用者が自らの意思でサービスを選択できるよう支援する権利擁護に関する施策については、どの区においても必ず実施する必要があるものであり、取り組みの充実は、市として負うべき責務といえます。

本計画は、本しの地域福祉を推進する上での基本理念等を示し、各区の地域福祉計画等を支援するための計画です。各区において、区の実情に応じた地域福祉に関する取り組みの検討や計画策定等が円滑に進められるよう、研修等を通じ、各区職員にも本計画の基本理念等の共有を一層図ってまいります。

72ページ　第1期計画「各区に共通する課題等への具体的な取り組み」の進捗状況

（1）相談支援機関・地域・行政が一体となった総合的な相談支援体制の整備

①よう援護者の発見と地域における見守り体制の強化

ア、「見守り相談室」を中心とした地域における見守り体制の強化

よう援護者名簿を活用した見守り活動の推進に向けて、市内全333地域に対し、よう援護者名簿を提供しました。

見守り活動を行う人たちの負担軽減及び活動の強化を図るため、活動者同士の情報共有の場を各地域において開催または参加し、市全体でねん4千回以上実施しました。

イ、CSWによる対応及び体制の強化

平成30年度に福祉専門職であるコミュニティソーシャルワーカー（CSW）を増員するとともに、専門講師を招いたCSW研修会を実施してスキルアップを図るなど、見守り活動を支援する体制を強化しました。

ウ、認知症高齢者等を見守るための体制の強化

行方不明の恐れがある認知症高齢者の早期発見・保護につなげる見守りネットワークを構築しており、令和がん年度末時点で利用登録者が3千人以上、見守り協力者・協力団体が5千件以上となっています。

平成30年3月から「見守りシール」等を配付し、早期に身元が特定できるための取り組みを進めています。

②複合的な課題を抱えた人への支援体制の構築

ア 、支援をコーディネートするための仕組みづくり

モデル事業の検証を経て、令和がん年度から、地域の実情に応じて総合的な相談支援体制の充実に向けた取組みを全区で実施しました。

イ、相談支援を行う機関や人を支える仕組みづくり

各区において円滑に事業が実施されるよう、相談支援機関、区職員等を対象とした研修会等を実施したほか、支援困難事例に対しては、弁護士等の専門家から必要な助言を得られる支援体制を整備しました。

73ページ

（2）福祉人材の育成・確保

①地域福祉活動への参加促進

ア、地域福祉活動をはじめるきっかけとなる情報発信

各区社会福祉協議会では、広報しでさまざまな地域福祉活動を紹介しているほか、ふれあい喫茶や子育てサロン等の開催情報を随時ホームページやSNS、メールで配信する等、きめ細やかな情報提供に努めています。

大阪市社会福祉協議会では、ボランティア活動等に関心のある若年者をターゲットにした地域福祉に関するガイドブックを作成し、ホームページに掲載しています。

イ、福祉に関する広報啓発

小学生向け福祉教材及び教員向け指導用副教材を市立小学校の3年生及び教員に配付しました。

・専門学校と連携して、福祉・介護の仕事のやりがいや魅力が伝わるエピソードの漫画作品化を行い、市民に周知しました。

・社会福祉研修・情報センターにおいて、市民向け講座や福祉・介護の啓発イベントを開催しました。

②福祉専門職の育成・確保

ア、福祉専門職の「やりがい」や「専門性」を支え、育成・定着を図る取り組み

社会福祉施設従事者から仕事のやりがいや魅力が伝わるエピソードを募り、優秀作品を表彰する「みおつくし福祉・介護の仕事きらめき大賞」を実施し、社会福祉施設従事者のモチベーションの向上や、市民へのイメージアップを図りました。

社会福祉研修・情報センターで、社会福祉施設等の職員同士が現場の課題を共有できる講座を、2階層に分けて開催しました。

イ、ライフステージに応じて、多様な人材からの参入を促進する取り組み

福祉教育プログラムに関するホームページを開設し、各中学校が実施する福祉教育へのサポートを広報するとともに、各中学校の希望に応じたプログラムを実施しました。

子育て世代向けに、福祉・介護サービス分野の仕事を紹介する講座を開催し子育てと仕事の両立可能などのメリットを紹介しました。受講中はいちじ保育できる環境を整える等の配慮を行いました。

74ページ

③行政職員の専門性の向上

ア、専門性の高い職員の確保

高い専門性を有する福祉職員を確保・育成するため、中長期的な人事マネジメントを見据えた採用や福祉職員を対象とした研修に取り組むとともに、人材育成を推進していくために大阪市「福祉職員」人材育成基本方針を新たに策定しました。

（3）権利擁護の取り組みの充実

①虐待防止に向けた地域連携の推進

ア、地域における虐待についての知識・理解の普及啓発

虐待を早期発見するため、虐待の兆候の具体例を記載し、児童虐待については通告先、高齢者、障がいしゃ虐待については通報窓口を明記したリーフレット等を作成・配布して、地域住民及び関係機関に広く周知しました。

高齢者虐待と障がいしゃ虐待の早期発見、早期対応及び虐待防止のため、恒常的に目に触れる啓発物品として、通報窓口等を記載したカレンダーを作成し、効果的な啓発及び通報窓口の周知を行いました。

児童虐待においては11月の児童虐待防止推進月間を中心に、様々な関係機関と協働しオレンジリボンキャンペーンを行いました。

イ、ネットワークの構築

大阪市及び各区において、障がいしゃ・高齢者虐待防止連絡会議を開催し、関係機関が虐待の実態を把握したうえで、課題及び各機関の役割及び連携方法を確認・検討し、今後の対応に活かせるようにネットワークの強化を図りました。

よう保護児童対策地域協議会において関係機関と情報共有を行い、適切な支援を図るため連携して対応を行いました。

75ページ

ウ、施設従事者等の意識の向上

大阪市が指定する介護保険事業所を対象とした集団指導では、施設従事者等による虐待防止に関する外部の専門家の講演会を実施しました。

障がいじ支援事業者等及び障がい福祉サービス事業者等を対象とした集団指導では、通報義務や管理者の責務について説明を行いました。

虐待等の通報があった場合は、直ちに事実確認を行ったうえ、指導等を実施しており、定例の実地指導においては、事業所の虐待に対する取り組みの確認を行いました。

エ、虐待対応に従事する行政職員の専門性の確保

障がいしゃ・高齢者虐待対応において、適切かつ迅速に対応をするため、スキル別研修を実施しました。

児童虐待対応において、適切な支援方法を習得するため、各区保健福祉センター子育て支援室職員への研修を実施しました。

② 成年後見制度の利用促進

ア、本人を中心とする「チーム」の形成

平成30年度には、相談支援機関が地域で「チーム」を形成して適切に支援できるよう「対応マニュアル」を策定、その後、随時改訂し、全相談支援機関を対象に研修を行いました。

令和がん年度から、本人に最適な成年後見人等が選任されるよう「成年後見人等候補者検討会議」を毎週1回開催して、計268件の検討を行いました。

イ、専門職団体、関係機関等が連携協力する「協議会」の設置

大阪市成年後見支援センターを中核機関として、専門職団体・関係機関が連携協力する「協議会」を設置・運営し、本人を中心とする「チーム」を支援する

仕組みを整備しました。

（令和がん年度は協議会から43件の専門職派遣相談を実施）

「協議会」には、5つの部会（広報・相談・制度利用促進・後見人支援・点検評価）を設置し、成年後見支援センター・大阪市福祉局・三士会（弁護士会・司法書士会・社会福祉士会）を中心として、家庭裁判所とも連携しながら取り組みを推進しました。

（令和がん年度は各部会とも年2回開催）

76ページ

ウ、成年後見制度の普及啓発の推進

判断能力低下の比較的早い段階から本人の意思によりもうし立てできるよう、広く制度を普及啓発するためのリーフレット等を作成し、相談支援機関及び金融機関に設置しました。

地域や施設等からの要望に基づき、各施設等で制度説明会を行いました。

（平成30年度：13回、令和がん年度：12回）

エ、市民後見人の養成・支援

令和がん年度は、市民後見人の登録者を増やすため、市民後見人の活動を紹介するポスターを作成し、普及啓発に努めました。

市民後見人になるための養成講座については、大阪市内の南北2か所で開催するなど、受講者の負担に配慮した形で実施しました。

オ、あんしんさぽーと事業（日常生活自立支援事業）の適切な利用

あんしんさぽーと事業相談員に対して、成年後見制度の研修を行い、あんしんさぽーと事業の利用者のうち、成年後見制度の利用が望ましいかたについて、制度移行に繋げるための取り組みを進めました。

福祉局、中核機関が支援し、あんしんさぽーと事業相談員と区役所職員が連携した制度移行を進めた結果、令和がん年度末には99人があんしんさぽーと事業から成年後見制度への移行に繋がりました。

77ページ

新型コロナウイルス感染症と地域福祉活動

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、市民生活は大きく変わりました。大阪府では令和2年4月上旬及び令和３年１月に緊急事態宣言が発出され、外出の自粛、イベントの開催自粛、そして人との接触を減らすことが要請されました。

この感染症の影響により、人が集い、ふれあう、対面でのコミュニケーションが基本となる地域福祉活動は大きな制約を受けることとなりました。また、誰もが経験したことのない状況で先の見通しが立たず、対策を話し合うための集まりすら難しい状況が続きました。

一方で、「ステイ・ホーム」に象徴される社会・経済活動の自粛は、生活困窮やひきこもり、DV等の増加につながる懸念があり、これまで以上に地域での見守り等、人と人とのつながりが重要なものとなっています。

新しい取り組み

困難な状況にあっても、手さぐりで「今できること」や「これからできること」を考え、新しい取り組みが実践されているケースもあります。

よう援護世帯へのメッセージカード等のポスティング

ふれあい喫茶の代替として戸別配食

こども食堂での

もちかえり弁当・菓子配付

活動者間でのオンライン会議

今後、このような新たな活動の形が増えることで、柔軟に活動が継続されることに期待されるところですが、対面で話すことや、皆で集まることの価値は決して変わるものではありません。人と人との身体的な距離を保つことが求められるときこそ、改めて、人と人とが気にかけ合う関係性や、社会的なつながりをつくることの大切さを再確認できる機会でもあります。

78ページ

以下に参考として地域福祉活動の再開に向けたガイドライン等を掲載しています。

「高齢者のお宅を見守ってくださるかたへ　訪問する時の注意事項」及び「地域活動を実施される皆様へ　新型コロナウイルス感染拡大防止のための対策」を掲載しています。

79ページ

第3章　計画の基本理念と基本目標

1　基本理念

少子高齢化の進展、社会経済情勢の変化とともに、人々の暮らし方や働きかた、価値観が多様化し、地域社会は人と人とのつながりが弱まっています。一方、単身世帯の増加や大規模災害の発生などにより、日々の暮らしや将来に不安を感じる人も多くなっています。第1期計画策定後も、社会や国民生活の変化の速度は緩むことなく、むしろ速度を増してきています。

国においては、「制度・分野の枠や、『支える側』『支えられる側』という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会を創る」という「地域共生社会」の理念が示されています。

大阪市においては、平成17年に策定した「大阪市基本構想」に、めざすべき都市像の一つとして、「暮らしたい、訪れたい、魅力あふれる大阪」を掲げ、「大阪に暮らすだれもが互いに尊重しあい、地域に愛着を持って、ともに暮らし、ともに支えあうコミュニティを形成し、次世代をすこやかにはぐくみ、生涯を通じて心豊かにすごすことのできる地域社会づくり」を進めることとしています。

本計画では、 「地域共生社会」や、「大阪市基本構想」の都市像をめざし、暮らし、働き、学び、訪れる地域で、住民や行政をはじめ、地域に関わるすべての人が、共に地域福祉の推進に取り組んでいくために、だれもがわかりやすく、共有できる基本理念として、第1期計画を引き継ぎ、次のとおり定めます。

だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくり

80ページ

2　基本理念の考え方

地域共生社会とは、だれもが、同じ地域で、自分らしく安心して暮らし続けていくことができる社会であり、それは「人権が尊重される、差別のない社会」が実現された社会と言えます。その実現のためには、住民同士が立場や考え方などの違いを認め合い、共に地域づくりに取り組んでいく必要があります。

どのような事情であっても社会的援護を必要としている人がいれば、その人と地域の関係が途切れないように積極的に支援する、そのような支え合い、助け合いによるつながりを基礎として地域共生社会は成立することとなります。

基本理念には、特に大切な視点として、次の5つの視点があります。

（1）人権尊重の視点

すべての人は、人間としての尊厳をもつ、かけがえのない存在です。そして、年齢や性別、国籍、社会的な立場などの違いにかかわらず、人権という基本的な権利を生まれながらにしてもっています。

現実には、同和問題（部落差別）や

がいこくにつながる市民、高齢者、障がいしゃ、こども、女性に関する人権課題について解決しなければならない状況にあります。

ホームレスやHIV感染者、難病患者、ハンセンびょう回復者、LGBTなど性的少数者、犯罪被害者、刑を終えて出所した人などに対する偏見や排除等、さまざまな課題が発生しています。

新型コロナウイルス感染症の流行に際しては、感染されたかたや医療従事者等に対する誹謗中傷やインターネット上への心ない書き込みが見受けられます。

平成28年には、差別的取りあつかいの禁止や合理的配慮の提供義務などが規定された、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が施行されるなど、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、一層の取り組みが求められています。

81ページ

国際的にも、国連が採択したＳＤＧズにおいて、「国内の不びょうどうを是正する」、「ジェンダーびょうどうの達成」などが目標として掲げられているところです。

特定の人を排除する社会は弱くもろい社会であるという考え方のもとに、男女共同参画や当事者参加の視点を踏まえ、一人ひとりの人権が尊重され、すべての人が共に生き、共に暮らすことができる地域をめざします。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）ちゅう、第1条を参考に掲載しています。

本邦がい出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）（平成28年法律第68号）ちゅう、前文、第3条を参考に掲載しています。

82ページ

部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）ちゅう、第1条を参考に掲載しています。

（2）住民主体の地域づくりの視点

地域福祉でもっとも大切なことは、住民の主体的な地域づくりへの参加です。住民参加による地域福祉を推進していくためには、一人ひとりが地域住民として、自分たちが住んでいる地域をもっとよくしていきたいという主体的な姿勢をもつとともに、地域のさまざまな問題を地域の中で解決していくための話し合いの場をつくっていく必要があります。さらに、住民の意見をまとめて、政策や計画に反映させていくための仕組みづくりや、住民組織と行政との協働のあり方を検討していく必要があります。

住民が、主体的に、生活しやすい地域づくりに関わることができる地域をめざします。

（3）ソーシャル・インクルージョンの視点

地域には、社会的援護を必要としているにもかかわらず、社会のさまざまな領域において排除され、孤立している人々がいます。

そのような人々には、適切なサービスを提供するだけでなく、社会とのつながりをつくり、地域の一員として生活することが可能となるような積極的な支援が必要です。

また、認知症高齢者や知的障がいしゃなど判断能力が十分でない人も含めてすべての人が、十分な相談や適切な支援により自ら意思決定し、自己実現が可能となる権利擁護の仕組みが大切です。

社会的援護を必要としている人々を排除することなく、そのような人々が直面している課題や問題を、地域の課題として浮かび上がらせ、解決に向かって共に支え合うことができる地域をめざします。（ソーシャル・インクルージョン※　次ページ参照）

83ページ

ソーシャル・インクルージョン

社会的排除の説明があります。

「社会的排除にいたるプロセス

若年ケース・スタディから見る排除の過程　」（平成 24ねん9月　社会的排除リスク調査チーム、内閣官房社会的包摂推進室／内閣府政策統括官(経済社会システム担当)より抜粋）

社会的援護を要する人々への支援の説明があります。

「社会的援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会報告書」（平成12年12月8日社会的援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会）より抜粋

（4）福祉コミュニティ形成の視点

少子高齢化が一段と進展する中、少人数世帯･高齢単身世帯の増加、マンション等の集合住宅の増加といった地域コミュニティを取り巻く社会環境が変化し、また、ICTの進展に伴い個人の生活様式や価値観も多様化してきています。そのような中で、人と人とのコミュニケーションやつながりの希薄化もうかがえ、住民が主体的に相互に助け合うという地域の力が弱まってきました。

そのため、主体性をもった住民が集まり、話し合い、計画し、行動することができるような、自立と連帯を支える多様な仕組みと、地域生活を支援する専門的な保健福祉サービスなどが、うまく連携していく福祉コミュニティを形成していくことをめざします。

84ページ

（5）多様な主体の協働（マルチパートナーシップ）の視点

地域福祉を具体化するためには、住民をはじめ、地域において活動する多様な主体と行政が、共に自治を担う主体として協働し合う社会を創造していくことが必要です。

住民、NPO、社会福祉事業者、企業等のさまざまな活動主体と行政がお互いを認め合い、連携を深め、それぞれが有する強みを発揮することで、課題解決に向けた協働の取り組みを広げていくことが重要です。

85ページ

3　計画の基本目標

本計画の基本理念の実現をめざし、次の2つの基本目標を掲げます。

基本目標いち

気にかける・つながる・支え合う地域づくり

地域には、世代や背景が異なる人々が暮らしていますが、「毎朝、あいさつしていたご近所の高齢者を、最近見かけなくなったので気がかりである」などは、身近な地域に暮らすもの同士が、お互いがつながり、存在を認め合えるからこそ気づく日々の変化です。

さらに、災害などいざという時には、「どの家にどんな人が住んでいて、どこで救助を待っているか」などの重要な情報を、安否確認や救助活動等に役立てることができます。

そのため、人と人とのつながりにおいて、お互いが配慮し存在を認め合い、支え合うことで、地域で孤立せずその人らしい生活を送ることができるような、「気にかける・つながる・支え合う地域づくり」を進めます。

基本目標2　誰でも・いつでも・なんでも言える相談支援体制づくり

だれもが地域で自分らしく安心して暮らし続けるためには、「不便さや生きづらさを感じたとき」に、だれかの手助けが必要となります。

また、解決が難しいさまざまな課題を抱えた人や、家族全体に支援が必要な人の中には、「どこに相談したらよいかわからない」と感じている人も多く、必要な手助けを十分に受けることができていない可能性があります。

さらに、自らSOSを発信できない人に対しては、周囲の人が気づき、手を差し伸べるとともに、解決が難しい場合には、適切な支援につなぐことも必要となります。

これらの人が抱えるさまざまな課題を解決するためには、その声に耳を傾け、地域全体の課題として受け止め「丸ごと」の支援を行うことができる

仕組みをつくる必要があります。支援を必要とするすべての人に必要な支援が行き届く地域社会の実現に向けて、生活の場である地域を基盤として、「誰でも・いつでも・なんでも言える相談支援体制づくり」を進めます。

86ページ

4　計画の体系

以下に、計画の体系をあらわしたひょうを掲載しています。

ひょうの説明です。

基本理念「だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくり」の実現を目指し、「気にかける・つながる・支え合う地域づくり」「誰でも・いつでも・なんでも言える相談支援体制づくり」の2つの基本目標を掲げています。

基本目標1「気にかける・つながる・支え合う地域づくり」を実現するため、「住民主体の地域課題の解決力強化」「地域福祉活動への多様な主体の参画と協働の推進」「災害じ等におけるよう援護者への支援」を施策の方向性としています。

また、基本目標2「誰でも・いつでも・なんでも言える相談支援体制づくり」を実現するため、「相談支援体制の充実」「地域における見守り活動の充実」「権利擁護支援体制の強化」を施策の方向性としています。

87ページ

計画の指標

計画の進捗状況を把握するため、次の指標を設定し、その数値の変化を確認しながら計画に基づく取り組みの効果を検証し、必要に応じて計画の見直しや改善を図ります。

評価項目・評価指標、令和がん年度の状況、備考の順番です。

1の1 住民主体の地域課題の解決力強化

（1）地域での支え合い、助け合いの意識づくり

住んでいる地域で住民同士の「つながり」を感じる市民の割合　54てん1%　地域福祉実態調査

日常生活に関することで地域の人に手助けをしている市民の割合　40てん2%　地域福祉実態調査

（2）地域福祉活動への参加の促進

地域福祉活動に「関心がある」と答えた市民の割合　58 てん9%　地域福祉実態調査

地域福祉活動に「参加したことがある」と答えた市民の割合　22てん1%　地域福祉実態調査

地域福祉活動に関する広報啓発実施回数　992回　地域福祉活動支援事業実績

「寄付したことがある」「したいと思う」と答えた市民の割合　73てん3%

　地域福祉実態調査

市社協・区社協におけるボランティア登録者数　35210にん　平成30年度実績

（3）住民が主体的に地域課題を把握し解決できる体制づくり

地域課題やニーズについて地域全体で解決に向け取り組む

仕組みがある区の数　17区

お住いの地域において家族や親類以外で困りごとを相談する人がいる市民の割合　68てん6%

（4）専門職による地域福祉活動への支援について

各区社会福祉協議会による地域福祉活動に対する支援への評価（5段階）　3てん8点　　地域福祉活動支援事業実績

多様な事業主体が参画する協議たい

・ワーキングの開催回数（生活支援体制整備事業）　259回

88ページ

評価項目・評価指標　令和がん年度の状況　備考

1の2 地域福祉活動への多様な主体の参画と協働の推進

（1）多様な主体の参画と協働

（2）社会資源の有効活用

大阪市における保健、医療または福祉の増進を図る活動をおこなっているNPO法人の数　824法人　内閣府NPOホームページ

何らかの公益的な取り組みを実施していると答えた社会福祉施設の割合　85てん4%　社会福祉法人における公益的な取組みに係る実態調査

1の3 災害じ等におけるよう援護者への支援

（1）災害時におけるよう援護者への支援

（2）災害時に備えた地域におけるつながりづくり

福祉避難所登録箇所数　344箇所

災害じ等にひとりで避難できない高齢者世帯のうち手助けを頼める人がいない世帯の割合22てん5%　高齢者実態調査

家族や親族を除き、災害時など緊急時に「近所の人・地域の人」に協力を求めることができる人がいない

障がいしゃ（じ）の割合　26てん3%

障がいしゃ(じ)基礎調査

2の1 相談支援体制の充実

（1）複合的な課題等の抱えた人への支援

（2）相談支援体制を支える人材の育成・確保

（3）社会参加に向けた支援

「総合的な支援調整の場（つながる場）」の開催回数　158回

つながる場の開催における生活困窮者自立支援相談窓口を経由した件数／割合　33件／20てん9％

こどもサポートネットで支援につながった人数／割合

いち

アセスメント対象者として把握した人数

2678にん／6てん1％

に

アセスメントから支援につなげた人数

1969にん／73てん5％

複合的な課題を抱えた人を支援するために、専門家等による支援を受けた回数 127回

1の1（2）再掲

地域福祉活動に「参加したことがある」と答えた市民の割合 22てん1%　地域福祉実態調査

89ページ

評価項目・評価指標　令和がん年度の状況　備考

2の2　地域における見守り活動の充実

地域において実施されている見守り活動の認知度　71てん0%　地域福祉実態調査

2の3 権利擁護支援体制の強化

（1）虐待防止の取り組みの推進

虐待が疑われる状況を発見した時に通報（通告）する割合　必ず通報（通告）する　27てん1％地域福祉実態調査

（2）成年後見制度等の利用促進

成年後見制度の認知度　（法定）44てん5%　（任意）21てん8％　（市民後見）5てん7％　地域福祉実態調査

成年後見制度相談受付件数　1034件

成年後見制度利用もうし立て支援件数　1103件

90ページ

基本目標いち

気にかける・つながる・支え合う地域づくり

1　住民主体の地域課題の解決力強化

現状と課題

（1）地域での支え合い、助け合いの意識づくり

社会環境の変化に加えて、人々の生活様式や価値観の多様化が進んでいます。ICT利活用の普及によって趣味や関心を同じくする人々とのつながりや交流の機会は広がった一方、同じ地域で暮らす人々と顔を合わせての交流、近所づきあいは希薄化している面もあります。

これまで地域活動を支えてきた地縁による団体は、活動に携わるかたの不足や、高齢化、固定化が深刻な問題となっています。

一方で、ひとり暮らしの高齢者や障がいしゃは、近所の人に、日頃の見守りや声かけ、災害時の手助けなどの協力を求めたいと考えていることも多く、子育て層などとの世代間交流、こどもの居場所づくり、ひきこもりや虐待への対応など、身近な地域に暮らす者同士であるからこそ助け合えることがたくさんあります。

そのため、これまで地域福祉活動への関わりが薄かった人たちをはじめ、あらゆる世代の住民が、身近な地域での「つながり」の大切さを実感し、地域の課題を自分自身の課題として捉え、地域全体で解決に取り組む意識づくりが必要です。

（2）地域福祉活動への参加の促進

地域福祉活動への参加意識や参加状況に関する地域福祉実態調査によると、現在、地域福祉活動に参加している人の割合は約1割にとどまっており、その主な理由として、「時間がない」、「参加するきっかけがない」ことがあげられています。

まず、地域福祉活動に参加する時間的な余裕がない人には、短時間でできる活動や、さまざまな参加形態があることについて、啓発や周知を行うことが必要です。

次に、地域福祉活動に関心はあるものの、情報不足から参加に至っていない人に対しては、だれもが気軽に参加できる活動の場や、取り組みやすい活動事例の情報を発信することも必要です。

91ページ

情報発信に際し、若い世代を新たに地域福祉活動に結びつけるため、ICTを活用することも有効であると考えられます。

これまで支援を受ける側と考えられがちであった高齢者やがいこくにつながる市民、障がいしゃ、子育て世代などが、支援する側として、可能な範囲で地域福祉活動に参加していくことも重要です。

高齢者やがいこくにつながる市民、障がいしゃ、子育て世代が、知識や経験を活かして、地域福祉活動に参加できるようなきっかけづくりや、こどもと共に活動に参加できる環境を整えることが必要です。

地域にはそのほかに、刑務所から出所したかたや、医療的ケアじとその家族など、さまざまな方が暮らしています。地域福祉活動を広げていくためには、社会全体で他者への理解や関心を高めていくことが重要です。

誰もが地域の一員として、自分に合った役割を果たし活躍することができるような地域づくりを一層進めていく必要があります。

（3）住民が主体的に地域課題を把握し解決できる体制づくり

地域福祉活動の中心は、小地域で取り組まれている活動であり、住民同士が共に活動することで、支援が必要な人の存在に気がついたり、多くの人の共通の悩みごとがわかるきっかけともなります。

大阪市においては、小地域ごとに、地域活動協議会の形成が進められており、地域のまちづくりに関する活動主体が集まり、話し合い、協力しながら、さまざまな分野における地域課題の解決やまちづくりに取り組んでいます。

多くの地域活動協議会では、福祉担当の部会を設置し、地域の見守り活動をはじめ、ふれあい喫茶や子育てサロン、高齢者食事サービスなどを行っています。

92頁

大阪市では、地域における主体的な活動と、行政施策との役割分担や関係性について丁寧に説明し、地域と行政が信頼関係のもと、協働して地域福祉を推進していくことが重要です。

身近な地域で取り組んできた地域福祉活動について、住民自ら振り返り、活動を通じて把握された、地域課題やニーズについて、住民同士で共有し、話し合い、地域全体で解決に向け取り組むことが大切です。

地域の取り組みのみでは解決することが困難な課題は、行政の施策につなぐ

仕組みも重要となります。

（4）専門職による地域福祉活動への支援について

住民主体の地域福祉活動を推進していくためには、福祉専門職による支援や福祉専門職との連携が必要となります。

大阪市では、区社協と連携して、小地域ごとの地域福祉活動を支援しており、区社協の地域支援担当職員（コミュニティワーカー）は、地域で活動する人や団体に対する助言や、地域向けの会議や研修会、課題を解決するための新たな活動の立ち上げ支援など、専門職ならではの支援を実施しています。

地域に暮らす住民や世帯の課題は個別化・複雑化しており、専門職による地域福祉活動へのかかわりも一層重要性を増しています。

今後、ますます増加する地域の高齢者ニーズに対応するため、介護保険制度において配置が行われている生活支援コーディネーターは、区社協や地域包括支援センターなどと連携しながら、より一層の地域資源の充実を図っていく必要があります。

【取り組みの方向性】

世代や属性に関わらず、住民に、地域での支え合い、助け合いの意識づくりと、地域福祉活動に参加するきっかけをつくり、地域福祉活動に参加する住民を増やしていくことに取り組みます。

地域課題やニーズを住民同士で共有し、解決策を話し合う場づくりと、見守り活動や居場所づくりなど地域福祉活動やボランティア活動を支援することにより、支え合い活動を推進し、みんなで支え、助け合う地域づくりをめざします。

地域のみでは解決が難しい課題等については、福祉専門職や行政につなげる

仕組みづくりを進めます。

住民主体の地域福祉活動を、区役所と区社協が連携しながら支援するとともに、今後、ますます増加する地域の高齢者ニーズに対応するため、新たな地域の資源開発などを進めていきます。

93ページ

主な取り組み

取り組み

地域での支え合い、助け合いの意識づくり

内容

地域福祉を推進するための施策や啓発事業について、広報しやホームページに掲載し、身近な地域での「つながり」の大切さを市民に周知します。

区地域福祉計画、小地域福祉活動計画等の策定過程において住民や当事者の参画を促進します。

取り組み

教育と福祉の連携強化による福祉教育の充実

内容

「福祉読本」を小学校に配付し、福祉のこころをはぐくむための授業における活用を推進します。

区社協の地域支援担当職員が、小中学校等と連携しながら、福祉教育プログラムを企画・実施します。

取り組み

身近な地域における地域福祉活動の人材の育成

内容

区社協の地域支援担当職員による、地縁団体等の役員、活動者等に対する地域福祉活動の助言や各種会議・研修を実施します。

取り組み

ボランティアの育成・確保

内容

区社協のボランティア・市民活動センターにおいて、ボランティア活動への参加を促進します。

「大阪市ボランティア活動振興基金」において、福祉ボランティア活動を活性化するための取り組み等に助成を行います。

「市民活動総合ポータルサイト」で、市民活動・ボランティア活動に役立つさまざまな情報を収集・発信します。また、市民活動団体自らが「市民活動総合ポータルサイト」において、ボランティアの募集情報を発信することができるよう支援します。

取り組み

ICTを活用したきっかけづくりや情報提供

内容

市や関係団体のホームページに、地域の活動主体が実施している取り組みを掲載し、だれもが気軽に参加できる場への参加を呼びかけます。

ICTを活用した新たなつながりづくりに係る情報やSNSの活用例など様々な情報を発信します。

94ページ

取り組み

寄付文化の醸成のための取り組み

内容

さまざまな寄付にかかる情報を、広報しやホームページに掲載し、寄付を通じた地域福祉活動への参加を啓発・周知します。（共同募金、善意銀行、クリック募金、クラウドファンディング、フードドライブ、寄附つき自動販売機の設置等）

取り組み

高齢者が地域福祉活動に参加するきっかけづくり

内容

65歳以上の高齢者が、介護保険施設などの登録施設・事業所において、入所者・利用者に対する介護支援活動を行うと、ポイントが貯まり、貯まったポイントを換金することができる「介護予防ポイント事業」を実施しています。

また、今後、在宅高齢者に対する活動に対しても、本事業の対象を拡充していく予定です。

取り組み

ファミリー・サポート・センター事業

内容

子育ての援助を提供したい人と援助を依頼したい人とを組織化し、相互援助活動を行うことにより、仕事と子育ての両立を支援するとともに、市民参加による協同の子育て支援を通じての地域コミュニティの形成と地域安全ネットの充実を図ります。

取り組み

地域における自主グループ活動の支援

内容

市民が健康に関する知識や技術を身につけ、地域における介護予防活動の推進役として活躍できるよう、区役所の保健師等が「健康づくりひろげる講座」を実施しています。

取り組み

地域におけるよう援護者の見守りネットワーク強化事業

内容

地域における見守りのネットワークを強化するために、各区にCSWを配置した「見守り相談室」を設置しています。

行政と地域が保有するよう援護者情報をもとに、地域への提供にかかる同意確認を行ったうえで「よう援護者名簿」を作成し、地域の

見守り活動につなげるとともに、孤立世帯等を必要な支援につなげるための専門的対応を行っています。また、認知症高齢者等の行方不明時の早期発見等につなげるための取り組みを行っています。

95ページ

取り組み

地域活動協議会への支援

内容

地域活動協議会のもとで行われる地域活動に対する財政的援助として、その活動の公益性や使途、成果をチェックすることを前提に、活動内容を限定せずに補助限度額を提示し、具体的な活動内容は地域の選択に委ねる自由度の高い補助金を交付します。（区長の認定を受ける必要があります）

活力ある地域社会づくりに向けて、地域活動協議会を構成する各種地域団体や企業、NPO等、多様な主体が、地域社会の将来像を共有しながらそれぞれ特性を発揮し、小地域における地域課題に取り組めるよう、自律的な地域運営の

仕組みづくりを支援します。

地域活動協議会によっては、自律して活動を活発に進めている地域もあれば、運営面で課題を抱えている地域もあるなど、活動状況もさまざまとなっており、活動の活性化に向け、各区において地域の実情に即したきめ細かな支援を行います。

取り組み

区社協・市社協による地域福祉活動への支援

内容

区社協による地域福祉活動の支援（小地域ごとの地域課題やニーズの把握、地域課題の共有と解決に向けた提案、課題を解決するための新たな活動の立ち上げ支援、区内全地域向けの会議・研修会）が着実に実施されるよう支援します。

市社協が、市域全体で行うべき支援活動と、区・地域レベルで展開される活動をサポートする区社協を支援します。

区社協・市社協が行う施設同士の連携の場づくり等の取り組みを支援し、社会福祉法人の地域での公益的な取り組みを推進します。

取り組み

生活支援コーディネーターの配置

内容

多様な事業主体による高齢者の生活支援・介護予防サービスの充実を図るため、区社協や地域包括支援センターなどと連携しながら、地域資源の把握・ネットワーク化やボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源・サービスの開発などを担います。

96ページ

2　地域福祉活動への多様な主体の参画と協働の推進

【現状と課題】

（1）多様な主体の参画と協働

地縁団体では、加入率の低下や、加入者の減少により世代交代が進みにくいなど、主体的に地域福祉活動を実施することが難しくなっている状況にあります。

大阪市には、高い行動力と専門的な知識やノウハウを有し、保健、医療又は福祉の増進を図っているボランティア団体やNPO法人が多く存在しています。

社会福祉法人は、社会福祉法改正に伴い、地域における公益的な取り組みを実施する責務を負うこととなり、今後ますます、地域福祉活動の実施主体としての活躍が期待されています。

企業や個人事業主においても、利益を追求するだけでなく「企業の社会的責任（CSR）」「公と民による共有価値の創造（CSV）」といった考え方が浸透してきています。

地域福祉活動の推進には、多様な主体が、協働のもと、地域の福祉活動に継続的に取り組んでいくことが必要です。

お互いの立場や役割を理解し協働することで、それぞれの強みを活かした新たな取り組みや、よりきめ細かい福祉サービスを提供することが可能となります。

各区では、様々な機会を通じて区内の多様な主体とのネットワークを強化するとともに、マッチングやコーディネート、資源の橋渡しを行う事業の活用を促進するなど、多様な主体の協働を推進する取り組みが必要です。

（2）社会資源の有効活用

多様な主体が活動する際には、大都市ならではの豊富な社会資源を有効に活用することも必要です。

【取り組みの方向性】

・多様な主体の参画を促し、協働を推進するために、情報発信や研修・啓発、マッチングやコーディネート、資源の橋渡しを行う事業を促進するとともに、社会福祉法人の地域社会への貢献活動の推進を支援します。

97ページ

主な取り組み

取り組み

市民活動への支援

内容

「市民活動総合ポータルサイト」で、市民活動・ボランティア活動に役立つさまざまな資源情報を収集・発信します。

また、市民活動団体自らが「市民活動総合ポータルサイト」において、ボランティアの募集情報を発信することができるよう、支援します。

活動主体間の協働の取り組みを生み出すために、多様な活動主体が集まる「交流の場」に関する情報の収集・発信を行います。

地域の課題解決につながる活動を促進するため、様々な活動主体間の連携協働が進むよう支援するとともに、助成金情報や市民活動団体と企業等との連携協働の取り組み事例等、市民活動に役立つ情報の発信を行います。

取り組み

地域公共人材の派遣による支援

内容

大阪市内で公益的な活動を行うグループや団体の依頼に応じて地域公共人材を派遣します。地域公共人材は、『地域の状況・課題など』を聴き取り、各団体の実情に応じた自主・自律的な活動が展開されるよう、中立的な立場で、団体におけるさまざまな活動主体の話し合いの場での合意形成や他の活動グループとの連携などに向け、ファシリテーションやコーディネートなどを行います。

取り組み

市民活動団体への助成による支援

内容

市民活動を応援する市民、企業などからの寄附金を活用し、NPO等の市民活動団体が行う公益性の高い事業に対して、有識者による運営会議の意見を聴取のうえ、助成金を交付します。

取り組み

市民活動の持続的な実施に向けた支援

内容

市民活動団体が地域（社会）課題解決に向けた活動を持続的に行うことができる力を養うため、コミュニティビジネス／ソーシャルビジネスの啓発や起業にむけた支援を行います。

※コミュニティビジネス／ソーシャルビジネスとは、地域の資源を活かして、地域や社会が抱えるさまざまな課題を地域の住民が主体となってビジネスの手法で課題解決に取り組むもので、地域の活性化や雇用の創出に寄与する地域貢献型のビジネスです。

98ページ

取り組み

企業等の福祉活動への積極的な参加の支援

内容

ボランティア・市民活動センター（ボランティアビューロー）による、企業・専門学校などの社会貢献活動への支援を実施します。

取り組み

大阪市空家等対策計画に基づく取り組みの推進

内容

福祉や子育て、地域活性化等の視点を踏まえた地域の場づくりの促進、支援の検討を行います。

取り組み

区社協・市社協による地域福祉活動への支援（再掲）

内容

区社協による地域福祉活動の支援（小地域ごとの地域課題やニーズの把握、地域課題の共有と解決に向けた提案、課題を解決するための新たな活動の立ち上げ支援、区内全地域向けの会議・研修会）が着実に実施されるよう支援します。

市社協が、市域全体で行うべき支援活動と、区・地域レベルで展開される活動をサポートする区社協を支援します。

区社協・市社協が行う施設同士の連携の場づくり等の取り組みを支援し、社会福祉法人の地域での公益的な取り組みを推進します。

99ページ

社会福祉法人制度改革　地域における公益的な取り組みコラムです。

100頁

3　災害じ等におけるよう援護者への支援

【現状と課題】

（1）災害時におけるよう援護者への支援

阪神・淡路大震災では、防災関係機関の救援が行き渡ることが極めて難しい状況の中、倒壊した家屋や転倒した家具の下敷きになった人たちを、隣近所の人たちが力をあわせて救出した割合が、全体の約98％とも言われています。

東日本大震災の際にも、市町村の行政機能が麻痺している状況下、「自助」、「共助」が避難所運営等において重要な役割を果たしました。

近い将来、なんかいトラフ地震発生のおそれもあり、甚大な被害の発生が想定されています。

また、大規模な火事や爆発など、さまざまな人為的な災害も発生しています。

東日本大震災や熊本地震において、障がいしゃ等が避難所に行くことができなかった事例や、福祉避難所※が十分に機能しなかった事例が報告されています。

大阪府北部地震の際においても、避難行動よう支援者の安否確認について時間を要するなどの課題が散見されました。

大阪市では、「大阪市地域防災計画」を策定し、行政等の防災関係機関による防災・減災対策に加えて、市民等の自主防災組織との連携、支援を含め、防災活動の総合的、計画的かつ効果的な実施を図ることとしています。

地域においては、すべての住民が被災時に適切な支援を受けられるよう、災害じ避難所への誘導や福祉避難所への搬送等の防災訓練を実施することが必要です。

避難行動よう支援者の安否確認の重要性を踏まえ、地域において理解の浸透を図るとともに、その手段や手順を確立することが求められます。

防災訓練には、高齢者や障がいしゃなどの避難行動よう支援者と地域住民が共に参加して、お互いに理解を深め、地域で災害に備えることが重要です。

新型コロナウイルス感染症の流行により、災害じ避難所の定員や運営等の見直し、よう援護者への支援策の検討が必要となっています。

101ページ

福祉避難所の解説があります。

（2）災害時に備えた地域におけるつながりづくり

これまでの災害等から、そのような時こそ地域コミュニティが大切であり、日頃からの地域福祉の推進が重要であると考えています。

実際に災害が発生した時に、避難行動よう支援者への対応を行うためには、身近な地域の住民が普段から、そのような人を適切に把握しておくことが必要です。

避難所から仮設住宅等へ移行してからの生活は、孤立化による問題が生じやすくなりますが、地域コミュニティの形成が復興の土台としても必要不可欠であることが明らかになっています。

そのため、平成27年度より「地域におけるよう援護者の見守りネットワーク強化事業」を実施し、援助を必要とする人等の情報を整理し、災害時の避難支援につなげる地域での見守りに活用するとともに、社会的孤立に陥っている人を福祉専門職のワーカー（CSW）がアウトリーチの手法により支援しています。

一方、新型コロナウイルス感染症の影響は、地域におけるつながりづくりにも大きな影響を及ぼしています。

屋内で集まる居場所づくりや、屋外での地域のイベントなども見直しが迫られており、地域における「新しいつながり」づくりを考えていくことが必要です。

今後とも地域住民による、重層的な見守り体制の構築を進め、災害に強い福祉のまちづくりを推進します。

【取り組みの方向性】

・地域の自主防災組織により、避難行動よう支援者への対応を的確に行うことができるよう、地域福祉の取り組みと自主防災の取り組みの一体的な推進を図ります。

・個別計画策定の際には、行政や地域に加え福祉専門職の参画を得るなど、避難行動よう支援者が適切な避難支援を受けられるよう、福祉部局と防災部局が連携して取り組みを行います。

・新型コロナウイルスを想定した新しい生活様式の実践が求められる中、人と人とのつながりや地域福祉の取り組みが途切れないよう支援します。

102ページ

主な取り組み

取り組み

「大阪市地域防災計画」、「区地域防災計画」の策定・推進

内容

「大阪市地域防災計画」は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に関する事項を定めた計画です。「区地域防災計画」は、区における災害予防、災害応急対策、災害復旧対策にかかる基本的な事項を定めた計画です。この計画を大阪市ホームページ等で公表し、災害リスクや対策などの情報を市民の皆様と共有することにより、各区における防災力向上を図ります。

取り組み

災害時に支援が必要な人の把握と避難支援の仕組みづくり

内容

避難行動よう支援者名簿を作成し、地域の関係者へ提供します。提供された名簿を基に、行政、地域、福祉専門職等が連携して個別計画の作成を進めるなど、地域での避難支援の仕組みづくりに取り組みます。

地域におけるよう援護者の見守りネットワーク強化事業を通じて、平時の見守りから、顔の見える関係づくりを推進します。

取り組み

災害時の的確な情報伝達の仕組みづくり

内容

防災行政無線、緊急速報メール、Twitter、LINE、yahoo防災速報アプリや、おおさか防災ネットの防災情報メールによる情報伝達など、ICTを活用した緊急災害情報を発信します。

がいこくにつながる市民への取り組みとして、大阪市ホームページに、多言語で大阪市の防災の取り組み概要の情報提供を行うとともに、災害発生時には、防災行政無線、Twitter、災害多言語支援センターホームページ、防災情報メールにより速やかに情報提供を行います。

取り組み

福祉避難所の確保の推進

内容

避難誘導及び通報・避難ルートを整備するとともに、その周知徹底を図り、消防関係機関及び住民による避難誘導の実効性を確保します。

福祉施設等の関係団体と調整して福祉避難所の確保に努め、福祉避難所で必要となる、医薬品や日用品の確保の取り組みを実施します。

103ページ

取り組み

災害ボランティアセンターの設置・運営等

内容

大阪市では、すべての区の社会福祉協議会との間に「区災害ボランティアセンター」の設置・運営協定を締結しています。

平時より地域の人々と顔の見える関係づくりをめざし、災害ボランティアに関する講座開催や、災害時における訓練や啓発、災害ボランティア活動に必要な備品や資材の調達等を行います。

取り組み

総合防災訓練の実施支援

内容

区役所を中心に地域の自主防災組織と連携し、避難行動よう支援者の避難誘導等を見据えた、総合防災訓練の実施を支援します。

また、訓練の実施にあたっては、

障がい等の特性に配慮して、避難行動よう支援者と地域住民が共に参加し、お互いの存在を知り理解を深め、非常時に支え合える関係づくりを進めます。

取り組み

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた地域福祉活動の継続等に係る支援

内容

新型コロナウイルス感染症の影響かでの地域福祉活動の継続や新しい取り組みの実践に関し、区社協や市社協におけるノウハウの共有等の取り組みが進むよう支援します。

市ホームページにおいて、市社協等の取りまとめた資料等を掲載し、地域福祉活動を推進します。

104ページ

基本目標2　誰でも・いつでも・なんでも言える相談支援体制づくり

1　相談支援体制の充実

【現状と課題】

これまで大阪市では、各福祉分野や生活困窮者に対する施策の充実を図ってきました。福祉課題が一層複雑化・多様化・深刻化するなか、複合的な課題を抱えた個人や世帯では、既存の仕組みだけでは解決できない問題が生じています。

複合的な課題を抱えた人を支援するためには、施策分野を横断的かつ包括的に相談・支援を行う、相談支援体制の充実が求められています。

（1）複合的な課題等を抱えた人への支援

「大阪市における総合的な相談支援体制の充実に向けて」において、対象者や福祉課題を限定せず、複合的な福祉課題にも対応する機能や、他機関の関わりが必要な場合には途切れないようにつないでいく相談窓口機能の必要性が示されました。

また平成28年以降、国においても「ニッポン一億総活躍プラン」「『地域共生社会』の実現に向けて（当面の改革工程）」において、複数分野の問題や複雑に絡む問題を抱える対象者や世帯に対し、分野を問わない包括的な相談・支援体制を構築する考えが示されました。

大阪市においても、プロジェクトチームを設置し、複合的な課題を抱えた人への対応について検討し、その解決に向けて、平成29年度から、大阪市内の3区においてモデル事業として、区保健福祉センターが中心となり、各相談支援機関や地域の関係者等が一堂に会する「総合的な支援調整の場（つながる場）」を開催するなど、相談支援機関・地域・行政が一体となり、複合的な課題を抱えた人を支援する「相談支援体制の整備」に向けて取り組みました。

モデル事業の結果を踏まえて、令和がん年度からは全区で「総合的な相談支援体制の充実事業」を実施し、複合的な課題を抱えた人が、どの区におられても適切な支援につながることができる相談支援体制の充実を図っています。

105ページ

①生活困窮者自立支援制度との連携

大阪市では、平成27年度から相談窓口を全区に設置し、相談していただくよう呼びかけ、相談があったときには、寄り添いながら自立に向けた支援を行っています。生活困窮者支援を通して見える地域課題や地域に不足する社会資源の検討など、地域ネットワークづくりを進めています。

平成26年2月から「大阪市生活困窮者自立支援制度プロジェクトチーム会議」を設置し、全庁的な連携体制を構築するとともに、大阪市の各部局に自立相談支援事業の利用勧奨の努力義務について周知を図るなど、連携の強化に努めています。

これまでの生活困窮者支援における情報共有は、本人同意が原則であることから、本人の同意が得られずに関係者間での情報共有が進まず、深刻な困窮の状態を見過ごしてしまったり、予防的な措置を取ることが困難であったりすることが問題視されてきました。

平成30年の法改正により新たに設けられた支援会議では、会議たいの構成員に対して守秘義務をかけることによって、本人の同意が得られない場合であっても、関係機関で気になっている個々の困窮が疑われるようなケースの情報共有が可能となりました。

大阪市では、個々のケースにつき検討を行う担当者会議と、支援に係る地域資源のあり方等の検討を行う全体会議の二層構造を基本とし、令和がん年度末までにすべての区において支援会議の運用を開始しています。

生活困窮者自立支援事業の相談者には複合的な課題を抱えた人も多いことから、支援会議を活用し、前述の「総合的な支援調整の場（つながる場）」を通じて解決を図るなど、連携して取り組みを進めています。

②こどもの貧困対策との連携

大阪市では、こどもの貧困対策について、平成28年に「子どもの生活に関する実態調査」を行い、平成30年3月に、「大阪市こどもの貧困対策推進計画」を策定しています。

106ページ

課題を解決するためには、学校において支援が必要なこどもを発見し、そのこどもを含む世帯全体を、適切な支援につなげることができる、教育分野と福祉分野とが連携した

仕組みが必要です。

（2）相談支援体制を支える人材の育成・確保

複合的な課題を抱えた人を包括的に支援するためには、相談支援機関や区保健福祉センターの職員に対し、広範な知識や専門性が求められることとなります。そのため、スキルアップ向上のための研修等の取り組みが必要です。

大阪市では、ICTの活用を積極的に推進していることから、福祉分野の相談支援業務においても、先行事例を参考にしながら、エーアイ（人工知能）をはじめとしたICTの活用に向けて検討が必要です。

介護などの現場における福祉人材の確保についても、中長期的な視点をもって取り組みを進めていく必要があります。

（3）社会参加に向けた支援

複合的な課題を抱えた人の支援に関しては、ばんそう支援だけでなく、社会とのつながりの回復や社会活動への参加の機会も必要です。

人と人とのつながりが強い地域では、相談支援に早期につながりやすいことも想定されます。

相談支援を効果的なものとするためにも、人と人とのつながりそのものがセーフティネットの基礎となることを認識して、課題を抱えた人の支援の場や社会資源を活用していくことが求められます。

【取り組みの方向性】

・様々な相談支援機関が連携することで、相談者の属性・世代・相談内容に関わらず、受け止めることができる相談支援体制の構築をめざします。

・複合的な課題を抱えている事例や、制度の狭間に陥りがちな事例に対しては、「総合的な相談支援体制の充実事業」を活用し、相談支援機関が連携して支援する取り組みを推進します。

107ページ

・こどもの貧困対策と連携して、支援の必要なこどもや世帯を学校において発見し、区役所等の適切な支援につなげられるよう、大阪市こどもサポートネットの充実を図ります。

・相談支援機関の職員や行政職員等の福祉人材の育成・確保の取り組みを進めます。

・他都市、民間企業及び大阪市のモデル事業におけるICT活用の先行事例を参考に、福祉分野の相談支援業務における活用に向け、関係先と調整を進めます。

・課題解決の手段として、複合的な課題や狭間のニーズに対応できるよう、多様な主体による地域活動の展開を促進します。

108ページ

主な取り組み

取り組み

総合的な相談支援体制の充実

内容

既存の仕組みでは解決できない複合的な課題を抱えた人や世帯に対し、区保健福祉センターが中心となり、関係者が一堂に会して支援方針を話し合う「総合的な支援調整の場（つながる場）を開催するなど、「相談支援機関・地域・行政が一体となった総合的な相談支援体制」の充実に向けた取り組みを行います。

取り組み

福祉人材の育成・確保（福祉専門職・行政職員）

内容

相談支援機関の職員や行政職員（各区保健福祉センター職員・福祉職員）等の福祉人材について、多様な福祉ニーズに対し的確に対応できるよう、担い手等の育成・確保に努めます。

取り組み

生活困窮者自立支援事業

内容

各区の相談窓口において、生活困窮者が抱える課題を広く受け止め、課題解決のために必要な生活困窮者自立支援法に基づく支援を提供するとともに、さまざまなサービス等につなぐことにより、生活困窮状態からの早期自立を支援しています。

令和2年度以降、いわゆる就職氷河期世代（概ね平成5年から平成16年に学校卒業期を迎えた世代）をはじめとした、社会参加に向けた支援を必要とする状態にあるかたへのアウトリーチ支援についても積極的に取り組んでいきます。

（法に基づく支援）

・自立相談支援事業

・総合就職サポート事業

・住居確保給付金の支給

・就労チャレンジ事業

・家計改善支援事業

・子ども自立アシスト事業

・法律相談事業

・一時生活支援事業

・就労訓練事業（いわゆる中間的就労）の認定

（その他）

下記の施策・機関との連携

・生活福祉資金

・生活保護受給者等就労促進事業（ハローワーク）

・生活保護やその他五法の窓口

・大阪市こどもサポートネット

・大阪市ひきこもり地域支援センター　など

109ページ

取り組み

窓口業務におけるICTの活用

内容

大阪市こころを結ぶ手話言語条例（平成28年1月施行）及び手話に関する施策の推進方針（平成29年3月策定）を踏まえた取り組みの一つとして、区役所窓口におけるタブレット端末を用いた遠隔手話通訳を行っています。

取り組み

聴覚障がいしゃ支援用音声認識アプリゆーでぃートーク導入事業

内容

大阪市では、音声認識アプリケーション（ゆーでぃートーク）をインストールしたタブレット端末を複数台数導入し、音声を文字変換することで、聴覚障がいのある職員への情報格差の改善や、周囲の職員とのコミュニケーションを容易にし、日常業務の円滑実施をサポートする取り組みを行っています。

取り組み

セーフティネット住宅（住宅確保よう配慮者円滑入居賃貸住宅）の登録制度

内容

住宅確保よう配慮者の入居を拒まない、セーフティネット住宅（住宅確保よう配慮者円滑入居賃貸住宅）の登録制度を実施しています。

住宅確保よう配慮者とは、低額所得者、高齢者、障がいしゃ、子育て世帯等の住宅の確保に特に配慮を要する方々です。

取り組み

大阪市こどもサポートネット

内容

支援の必要なこどもや子育て世帯については、複合的な課題を抱えていることが多く、教育、保健、福祉分野の総合的な支援が必要ですが、各種施策が十分に届いていないといった課題があります。支援の必要なこどもや世帯を学校において発見し、区役所

等の適切な支援につなぐ

仕組みにより、社会全体でこどもと子育て世帯を総合的に支援します。

110ページ

以下に、大阪市こどもサポートネットの概念図を掲載しています。

111ページ

生活困窮者自立支援事業の事業内容のひょうを掲載しています。

ひょうの説明です。

自立相談支援事業では、支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かを一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。

総合就職サポート事業では、就労に関して不安や困難を抱えている人に、就労につなげるための支援を総合的に行います。

住居確保給付金の支給では、離職等により住居を失った人、または失うおそれのある人に対し、求職活動を行うことなどを条件に、一定の期間家賃相当額を支給し、就労に向けた支援を行います。資産・収入等の要件あり

就労チャレンジ事業では、さまざまな事情により、一般的な仕事をすることが難しい人やなかなか仕事に結びつかない人に、専門の支援員による相談や軽作業、就労体験実習など、ご本人の状況に応じた段階的な支援を行います。

家計改善支援事業では、収入、支出その他家計の状況を適切に把握すること及び家計の改善の意欲を高めることを支援するとともに、社会福祉協議会の行う生活福祉資金をはじめ、生活に必要な資金の貸し付けのあっせんも行います。

子ども自立アシスト事業では、中学生及び高校生世代の子どもがいる家庭に専門的知識を有する相談員を派遣し、高校進学などの進路決定や、家庭が抱える問題について、カウンセリングによる個別支援を行います。

一時生活支援事業では、住居を持たない人、住居の状態が不安定な人に対して、一時的な宿泊場所や衣食を提供します。

法律相談事業では、自立相談支援事業の支援員が法律の知識を必要とする支援を実施するにあたり、弁護士が情報提供や助言を行います。

就労訓練事業の紹介や認定では、すぐに一般の就労が難しい人に、支援付きの就労・作業などの場を紹介するとともに、訓練の場を提供する事業所の認定を行っています。

112ページ

2　地域における見守り活動の充実

【現状と課題】

地域における見守り活動の目的は、手助けを必要としている人や気がかりな人を対象とし、地域住民が「あいさつ」や「声かけ」、「生活の様子を気にかける」といった活動を通じて、共に支えあって暮らし続けることができる地域づくりを進めることです。

大阪市ではこれまで、地域が主体となった見守り活動への支援に取り組んできました。

近年は、地域における人々のつながりが弱くなっています。大阪市における高齢者実態調査報告書（本人調査）では、孤立死について「身近に感じる」「やや身近に感じる」を合わせた割合は、ひとり暮らし世帯では約6割となっており、地域内での見守り活動は、ますます重要なものとなっています。

大阪市では、65歳以上高齢者を含む世帯のうちでも、単独世帯の割合が全国や他都市に比べて高く孤立死の防止や、災害時の避難支援を視野に入れた日常的なよう援護者情報の共有なども大きな課題となっています。

対応のひとつとして、平成27年4月より実施している「地域におけるよう援護者の見守りネットワーク強化事業」においては、①地域の見守り活動への支援、②孤立世帯等への専門的対応、③認知症高齢者等の行方不明時の早期発見に向けた取り組み等により、社会的孤立の防止や日頃の見守り活動の活発化に努め、地域住民の顔の見える関係づくりを進めています。

こどもに対する犯罪等の発生が住民に大きな不安を与えており、こどもに対する見守りにも取り組んでいく必要があります。

これまでもICTを活用した見守りを実施していますが、活動者が不足する中、より効果的な方法について検討していく必要があります。

今後も、よう援護者を支援する地域のネットワークを張り巡らせるため、さまざまなツールの活用や、住民主体の重層的な見守り活動の充実に取り組む必要があります。

113ページ

取り組みの方向性

地域での見守りや助け合い活動を支援し、また見守りのネットワークを広げ、地域で支え合う関係づくりに取り組みます。

主な取り組み

取り組み

民生委員・児童委員による見守り活動等

内容

援助を必要とする人に、助言その他の援助を行います。

地域の児童や妊産婦の生活・環境把握に努めるとともに、見守りが必要な児童・家庭への援助を行います

取り組み

民生委員・児童委員活動への支援

内容

委員のなり手不足、委員の高齢化による活動の負担感が増えており、参加しやすく活動しやすい環境づくりを行います

取り組み

地域におけるよう援護者の見守りネットワーク強化事業

内容

見守りネットワークを強化するため、各区にＣＳＷを配置した「見守り相談室」を設置しています。

行政と地域が保有するよう援護者情報をもとに、地域への提供にかかる同意確認を行った上で「よう援護者名簿」を作成し、見守り活動につなげ、孤立世帯等を必要な支援につなげるための専門的対応を行っています。認知症高齢者等の行方不明時の早期発見等につなげるための取り組みを行っています

取り組み

認知症高齢者位置情報検索事業

内容

認知症高齢者を介護している家族等に対して、位置情報専用端末を利用した発信機器等の貸与や位置情報検索、位置情報の提供を行います

取り組み

認知症高齢者等支援対象者情報提供制度

内容

警察署が取り扱った認知症またはその疑いがある高齢者等の情報について、本人又は家族等の同意を得て、各区の見守り相談室に情報提供し、介護保険サービスを利用するための支援や、医療機関への受診勧奨等を行います

取り組み

地域の主体的な見守り活動への支援

内容

市民ボランティアによる児童の登下校の見守り活動や大阪市老人クラブ連合会等の地域住民による友愛訪問活動、消費者被害の未然防止活動を支援します

取り組み

市民ゲートキーパーの養成

内容

研修や啓発講座を実施します

114ページ

3　権利擁護支援体制の強化

【現状と課題】

すべての人を尊重しつつ、自己実現・自己決定を支援することは地域生活を支える上で大切です。

認知症等判断能力が不十分な人の増加が見込まれることから、権利擁護支援の取り組みの強化が必要となっています。

こどもや高齢者、障がいしゃに対する虐待、配偶者などによる暴力（DV）被害の相談件数が増加している現状もあります。

（1）虐待防止の取り組みの推進

重大な権利侵害である虐待の防止及び早期発見・対応の取り組みは、確実に進めていく必要があります。

国においては、令和がんねん6月に児童福祉法及び児童虐待防止法を改正し、児童虐待防止対策を一層強化することとしています。

（2）成年後見制度等の利用促進

福祉サービスが契約に基づいて提供される現在、適切な情報提供、迅速な苦情解決の仕組みの整備、契約の際に判断能力が十分でない人への支援等が必須となります。

認知症高齢者の増加、知的障がいしゃ、精神障がいしゃの地域移行が進む中にあって、判断能力の程度や生活の状況を踏まえた多様な支援が求められており、権利擁護支援の枠組みを整備することが必要です。

平成28年5月施行の促進法では、個々の基本的人権が保障され、自己決定が尊重され、財産管理のみならず、身上の保護が適切に行われることを重視した、制度・運用をめざすこととされており、必要な人が成年後見制度を利用できる仕組みの構築など、地域における取り組みについて、市町村計画として策定することが規定されています。

権利擁護支援は、行政のもつ法的な権限の適切な発動を意識した上で、制度利用にあたっての相談、人材養成、地域での理解づくりを含めた地域における権利擁護支援体制の強化に向けて、様々な主体が連携していく必要があります。

115ページ

【取り組みの方向性】

・個人としての尊厳が重んじられその尊厳にふさわしい生活が保障されるよう、認知症や知的障がい、精神

障がい等により判断能力が不十分な人の意思決定を支援し、本人が選択できる機会を確保するための取り組みを進めます。

・成年後見制度の利用促進や、虐待の専門的対応に向けた取り組みを進めます。

成年後見制度のコラムです。

成年後見制度とは

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分であるため、自分自身で契約や財産管理などの法律行為を行うことが難しい場合に、家庭裁判所から選任された援助者（成年後見人等）がその人を支援する制度です。

成年後見制度には、「法定後見制度」と「任意後見制度」の二つの制度があり、法定後見制度は、判断能力の程度に応じて、後見、保佐、補助の三つのるいけいに分れています。任意後見制度は、本人が十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自ら、「誰に」「どんなことを頼むのか」を契約によって決めておく制度です。

成年後見人の役割

成年後見人は、本人の意思を尊重しながら、生活状況や心身状況等も考慮し、本人に代わって福祉サービスの利用契約や適切な財産管理等を行うことで、本人の生活や財産を守ります。

成年後見人には、日常生活に関する行為を除く、法律行為を本人に代わって行ったり、必要に応じて取り消したりする法的な権限が与えられています。

市民後見人のコラムです。

市民後見人とは

家庭裁判所から成年後見人等として選任された一般市民のことで、専門組織による養成と活動支援を受けながら、市民としての特性を活かした後見活動を地域における第三者後見人の立場で展開する権利擁護の担い手のことです。

116ページ

主な取り組み

取り組み

虐待防止に関する啓発や虐待防止ネットワークの推進

内容

虐待を発見した場合は通告義務、通報義務があることを周知するとともに、関係機関や専門職団体と連携し、虐待防止ネットワークの更なる構築を推進します。

取り組み

成年後見制度の利用促進の取り組み

内容

判断能力が不十分な人に対し、成年後見人等が、本人の意思決定を支援し、福祉サービスの利用契約や適切な財産管理を行うことで、その人の生活を援助します。

成年後見制度の広報啓発を行う際は、制度を丁寧に説明した広報活動を実施します。

後見人の新たな担い手として市民後見人の養成を行います。

新たに、「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の構築を進めます。

取り組み

あんしんさぽーと事業

内容

認知症や知的障がい、精神

障がい等により判断能力が不十分な人が、安心して地域で生活が送れるよう、本人との契約に基づき、区社協において、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理を支援します。

取り組み

福祉サービスの適切な情報提供

内容

福祉サービスが必要な人々が、介護予防、認知症予防、生活習慣びょう予防、消費者被害、子育てに関する情報などの必要な情報を得やすいような情報提供を推進します。

取り組み

福祉サービス提供事業者への助言・指導

内容

福祉サービス提供事業者に対し、利用者ほんいのサービス提供と福祉サービスの質的向上のため、行政として助言、指導を行っています。

取り組み

苦情解決の仕組みの充実

内容

市民が安心してサービスを利用できるように、福祉サービス提供者がサービス等の利用に関する苦情解決に対し、一層積極的に取り組むよう指導するとともに、身近な相談支援機関において円滑に苦情解決が行われるよう、専門的な相談支援を行うなど、効果的な苦情解決の仕組みの充実に努めます。

117ページ

「社会参加」の促進

令和2年6月に改正された社会福祉法では、地域福祉の推進に向けて「地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行わなければならない」と規定され、課題を抱えた方々の社会参加を支援する地域づくりがより重視されるようになりました。

行政は、「地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たつては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。」と規定され、各施策分野の連携が強く求められています。

地域づくりと支援体制を一体的に整備する新たな事業として「重層的支援体制整備事業」が創設されています。

【社会とのつながりを作るための支援】

一人では解決困難な課題を抱えた人は、支援機関等につながることで課題が整理され、課題解決に向けてさまざまな支援を受けることとなりますが、それらすべてを既存の制度や専門的な支援だけで担うことは困難です。支援を必要とする人が地域で自律的に暮らしていけるようになるためには、地域における人と人とのつながりが一層重要になっています。だれもが地域でいきいきと暮らしていくためには、“居場所”や“持ち場（役割）”を確保することが大切です。

行政や支援機関が課題を抱えた人のニーズなどを丁寧に把握して、地域の施設や関係者に働きかけ、個別性の高いニーズに柔軟に対応していくことが必要となります。

このような支援の積み重ねにより、“居場所”や“持ち場”を得た人が地域に増え、支え、支えられる関係が循環し、人と人とのつながりが継続していくこととなります。

地域づくりにおいても、相談支援体制づくりにおいても、この視点をもって取り組むことが大切です。

118ページ

第4章　各区に共通する課題等への具体的な取り組み

第1章でも述べたように、大阪市のサービス提供の基本となる単位は区であることから、区は、独自の地域福祉計画等を策定し、区の実情や特性に応じた地域福祉を推進しています。

一方で、本計画の2つの基本目標である、「気にかける・つながる・支え合う地域づくり」、「誰でも・いつでも・なんでも言える相談支援体制づくり」に沿って実施するさまざまな取り組みの中には、各区に共通した福祉課題への対応として、最低限実施する基礎的部分となる仕組みや、市全域で中長期的な視点をもって進めていくことが必要な取り組みもあることから、第4章では、そのような事業の具体的な

仕組みや機能等を示していきます。

【取り組み】

1 相談支援機関・地域・行政が一体となった総合的な相談支援体制の整備

1の1 複合的な課題を抱えた人への支援体制の充実

1の2 よう援護者の発見と地域における見守り体制の強化

2 福祉人材の育成・確保

2の1 地域福祉活動への参加促進

2の2 福祉専門職の育成・確保

2の3 行政職員の専門性の向上

3 権利擁護の取り組みの充実

3の1 虐待防止に向けた地域連携の推進

3の2 成年後見制度の利用促進

119ページ

1　相談支援機関・地域・行政が一体となった総合的な相談支援体制の整備

大阪市では、令和がん年度から、各相談支援機関や地域住民、行政等が分野を超えて連携し、支援することができる総合的な相談支援体制の充実に向けて、全区において「総合的な相談支援体制の充実事業」を実施しています。

自ら助けを求めることができず、地域社会から孤立しがちな人を支える

仕組みとして、平成27年度から「見守り相談室」を設置し、見守りNW事業を実施しています。

こうした取り組みにより相談支援機関・地域・行政が一体となった総合的な相談支援体制の整備を進めます。「地域の福祉力」の向上を図り、問題が深刻化する前に支援が必要となる人に目が行き届き、早期の把握・早期の対応ができる「予防的なアプローチ」が可能となる地域づくりをめざします。

1の1　複合的な課題を抱えた人への支援体制の充実

（1）現状と課題

「総合的な相談支援体制の充実事業」では、関係者が一堂に会して支援方針を話し合う「総合的な支援調整の場（つながる場）」を開催するなど、「相談支援機関・地域・行政が一体となった総合的な相談支援体制」の充実を図っています。

取り組みを進めるにあたっては、区役所内の分野横断的な連携を進めていくことや、関係機関等を調整する役割の区職員については福祉施策に関する幅広い知識や調整力等のスキルアップが必要となります。

①「総合的な支援調整の場（つながる場）」の開催

複合的な課題を抱えた人を支援するためには、本人や世帯全体の複合的・複雑化したニーズを捉え、課題を整理するとともに、複合的なニーズに対応する支援をコーディネートすることが必要です。「総合的な支援調整の場（つながる場）」は、様々な分野の相談支援機関や地域の関係者等が一堂に会し世帯全体の支援方針を検討・共有するとともに、支援にあたっての役割分担を明確にするための場として活用されています。

120ページ

これまで関わっていた高齢者の相談支援機関に加えて、障がいに関する相談支援機関等が「総合的な支援調整の場（つながる場）」に参加することで、いわゆる「はちまるごーまる問題」とよばれるような世帯全体の課題をとらえ、支援することが可能となり、相談支援機関においては、「総合的な支援調整の場（つながる場）」の開催を契機に関係者との連携が深まるなど、事業の効果が表れています。

②専門家等（スーパーバイザー）による支援

学識経験者や相談支援の実務者、職能団体のスーパーバイザーが、各区において複合的な課題を抱えた人に対し的確に対応できるよう、また各区が円滑に連携体制を構築できるよう専門的見地から助言を行います。

「総合的な支援調整の場（つながる場）」への参加のほか、事例のアセスメント実施時において判断に迷う場合や事例の課題整理の際に相談を

行うほか、

区内の相談支援機関や区の職員等を対象とする研修会の企画立案への参加、情報連携のためのツールづくり及び対応事例集の作成の指導等を行い、連携の強化や関係者のスキルアップに取り組んでいます。

③地域における見守り活動との連携の強化

自ら相談できない、あるいは孤立死のリスクが高い人や世帯に対しては、「見守り相談室」のCSWがアウトリーチを行っていますが、そのような人や世帯の中には制度の狭間に陥り支援につながっていないケースや複合的な課題を抱えているケースもあり、課題解決のために「総合的な支援調整の場（つながる場）」が活用されることがあります。

このように、CSWが地域の関係者と連携して、より身近な地域で早期に課題を発見し、「総合的な支援調整の場（つながる場）」を活用して適切な支援につなげるなど、地域における見守り活動と連携して取り組むことが必要です。

121ページ

（2）取り組み目標

専門的な相談支援機関が分野を超えて連携する

仕組みの充実を図るとともに、地域の見守り活動と連携した支援体制の充実に向けて取り組みを進めます。

①支援をコーディネートするための仕組みづくり

分野ごとの相談支援機関、地域だけでは解決できない課題を抱えた人に対して、さまざまな支援をコーディネートする

仕組みの充実を図ります。

②相談支援を行う機関や人を支える仕組みづくり

複合的な課題を抱えた人に対し、的確に支援を行っていくことができるよう、また、区保健福祉センターや相談支援機関等がスキルアップできるよう、スーパーバイザーによる助言や研修等ができる

仕組みを引き続き実施します。

③地域における見守り活動と連携する仕組みづくり

複合的な課題を抱え、自ら助けを求めることができない人が、必要な支援を受けながら地域で安心して暮らせるよう、地域における見守り活動との連携を進めます。

1の2　よう援護者の発見と地域における見守り体制の強化

（1）現状と課題

見守りNW事業では、孤立死の防止などに向け、各区社協に「見守り相談室」を設置して、行政と地域が保有するよう援護者情報をもとに「よう援護者名簿」を作成し、地域において支援を必要としている人を発見し、適切な支援につなげるネットワークの強化を図るとともに、災害時の避難支援にもつながる日ごろからの顔の見える関係づくりに取り組んできました。

①地域の見守り活動への支援

「よう援護者名簿」の提供

「よう援護者名簿」は、対象となるよう援護者ご本人に対して、地域への個人情報の提供に関する同意確認をしたうえで作成しています。同意確認の個別訪問の際に、支援が必要な状況にある世帯を発見することも多くあったことから、平成30年度からは、同意確認のための訪問を福祉専門職のCSWが行う体制を整備しており、生活や心身の状況の把握等を通して、支援につなげることができるよう、取り組みを強化しています。

122ページ

地域がよう支援者の情報を把握し、日頃の見守り活動等を通じて、顔の見える関係づくりを行うことの重要性を地域に理解していただけるよう取り組みを進めてきました。結果、令和がん年度末には、約8万2千人分のよう援護者情報が地域で把握されることとなりました。

見守り活動への支援

地域における見守り活動は、活動の活性化につながるよう支援を行ってきました。また、それぞれの活動について発表する場などを設けることによりモチベーション向上に取り組んでいる地域もあります。

日頃からの見守り活動は、大阪北部地震の際、日頃からの住民同士の関係づくりが、いざという時の対応にもつながることが再認識できました。

地域の見守り活動は、さまざまな手法で行われています。今後、さらに地域における住民同士のつながりの輪も広げていく視点も重要となってきます。

また、見守り活動の継続や拡大に向けては、新たな人材の発掘も重要です。活動に参加することが負担とならないよう、地域の活動に参加しやすい工夫を行っていく必要があります。

②孤立世帯等への専門的対応

　支援が必要な状況にあるにも関わらず、自ら相談することができない状態にある世帯等に対しては、丁寧に本人との関係を築きながら、本人の置かれている状況を把握し、きめ細やかな支援を行う必要があります。

地域とのつながりも薄い世帯等に対しては、CSWが、ねばり強くコミュニケーションをとり、関係を構築する働きかけ（アウトリーチ）を行い、福祉サービス等の利用や地域の見守り活動につなげてきました。

同時に、ライフライン事業者等と連携協定を締結し、孤立死につながるような異変を感じた場合には通報をいただき、区役所と見守り相談室が連携して安否確認を行う取り組みも進めてきました。各区は、地域とつながりのある配食サービス事業者や保険会社などとの独自の協定締結が進められるなど、支援の輪はひろがっています。

123ページ

地域における見守り活動が進むにつれ、CSWの専門的な支援を必要とするケースも増えています。近年では、支援を必要とする世帯等の抱える課題は、複雑化・多様化・深刻化しています。そのため、専門的なノウハウをもって取り組む必要があるほか、支援機関同士のネットワーク強化を図りながら横断的な支援を行っていく必要があります。

③認知症高齢者等の行方不明時の早期発見

認知症高齢者等の行方不明時の早期発見のための取り組みには、これまで、認知症高齢者等を介護する家族等に対して位置情報探索機器（GPS）を貸与する事業などを実施してきました。見守りNW事業では、認知症高齢者等が行方不明になった場合において、行方不明者の早期発見や事故の未然防止の一助となるよう、警察による捜索の補完的な役割を担うものとして、事前に登録いただいている地域団体や民間事業者等の「協力者」に対して、行方不明者の身体的特徴などの情報をメールで配信する事業を実施しています。

今後も、行方不明の未然防止・再発防止や早期に身元を特定するための見守りネットワーク体制の構築を進めます。

課題や、取り組みの検証を踏まえ、だれもが安心して暮らすことのできる地域づくりを進めていくため、さらなる見守り体制の強化を図っていきます。

（2）取り組み目標

日頃から見守り活動の活発化に向けた支援等を通して、地域における顔の見える関係づくりに取り組みます。

「見守り相談室」が地域と連携し、自ら相談できない人を発見するとともに、相談支援機関と連携し、適切な支援につなげます。

認知症高齢者等の行方不明や事故等を防止する

仕組みの充実に取り組みます。

事業を進めるにあたっては、地域の状況に応じ、区が独自に配置している地域福祉活動の推進役である地域福祉コーディネーター等との連携も含め、取り組みを進めます。

124ページ

①地域における見守り活動の活発化にかかる支援

見守りの活動者が、自らの活動についてやりがいや手ごたえを感じながら活動を継続することができるよう支援します。

見守り活動に関する発表の場は、

見守り活動に関心をもつ人が増え、

活動の輪が広がるよう取り組みます。

地域資源の把握、開発等に取り組む生活支援コーディネーター等との連携強化を図るとともに、見守りを行っている対象者や活動内容の情報共有の仕組みづくり等、見守り活動を行う団体間の相互連携を支援します。

集いの場などに集まる参加者同士が、お互いに気を掛け合い、助け合うといった「支援する側」「支援される側」に区分されることのない、地域における見守り活動を住民全体に広げることができるよう取り組みます。

見守りNW事業が行う日頃の見守り活動と、防災担当における取り組みとの連携・共有等を進めることにより、さらなる地域住民同士のネットワーク強化につなげます。

②孤立世帯等への取り組み強化

CSWが互いに事例の検証や情報共有を行い、CSWのさらなるスキルアップに努めます。

制度の狭間や複合的な課題を抱える事例に対しては、令和がん年度より市内全域に展開した「総合的な支援調整の場（つながる場）」の機能を活用して対応を進めます。

③ 認知症高齢者等を見守るための体制の強化

警察と連携して、保護された本人の同意またはその家族からの相談をもとに「見守り相談室」への事前登録や医療機関への受診の勧奨を行うとともに、介護保険サービスを利用するための支援等を行う取り組みを進めます。

「見守りシール」等の配付を行うことにより、早期に身元を特定するための取り組みを進めます。また、認知症高齢者位置情報探索事業を引き続き実施するとともに、新たに「認知症アプリ」による認知症に関する正しい知識について広く普及・啓発を行うなど、ICTを活用した取り組みも進めます。

125ページ

相談支援機関・地域・行政が一体となった総合的な相談支援体制のイメージ図の説明です。

標題、相談支援機関・地域・行政が一体となった総合的な相談支援体制

この間、大阪市では、施策分野ごとの相談支援機関による支援は充実してきましたが、実態調査を行ったところ、他分野との連携が十分に行えていない、地域と相談支援機関との連携が図れていないなど、様々な課題が明らかとなりました。

課題の解決に向けて、「複合的な課題を抱えた人への支援体制の充実」に取組みます。

具体的には、1つの相談支援機関だけでは解決が難しい課題を抱えた人を支援するため、区保健福祉センターが中心となり、主たる相談支援機関や見守り相談室のＣＳＷと連携のもと、医療機関関係者や地域関係者、各種のコーディネーターなど、様々な関係者が集う支援調整の場を開催します。

また、支援につながらず地域でうもれている人に対し、ＣＳＷを中心として相談支援機関につなげる機能を強化するなど、「よう援護者の発見と地域における見守り体制の強化」を図ります。ＣＳＷは、地域における活動の中心的な役割を担う地域福祉コーディネーターとうと連携し、必要に応じ総合的な支援調整の場につなげます。

126ページ

標題　「相談支援機関・地域・行政が一体となった総合的な相談支援体制」がめざすべき理想像

地域における見守り活動の充実に向けて、支援が必要となる人に目が行き届き、早期の把握・早期の対応ができるとともに、問題が深刻化する前に対応できる予防的アプローチが実施できる地域づくりを目指します。

また、専門的な相談支援機関による支援の充実に向けて、個別ケア会議の強化により施策横断的な支援ができる相談支援体制の確立を図り、複合的な課題に的確に対応し、課題解決できる

仕組みを構築します。

さらに、これらの取組みの相乗効果により、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。

127ページ

2　福祉人材の育成・確保

だれもが地域で自分らしく安心して暮らしていくためには、福祉人材の育成・確保が極めて重要となります。

市民、福祉専門職、行政職員、それぞれにおいて、地域福祉を推進するために人材の育成・確保の取り組みを進めていきます。

2の1　　地域福祉活動への参加促進

（1）現状と課題

地縁による地域福祉活動は、参加する人の減少やその固定化・高齢化が深刻な課題となっています。

あらゆる世代が地域福祉に関心を持ち、活動の輪が広がるよう取り組むことが重要です。

退職年齢に達する世代などは、新たに地域福祉活動に参画する世代として期待されます。これまでの知識や技能を活かして地域で活躍することは、新たなやりがいの発見となるほか、自己実現にもつながります。

将来の地域福祉活動の発展に向け、子どもたちを対象とした中長期的な視点による取り組みも重要です。

平成29年度には、こどものころから福祉に親しみ関心を持つことができるよう、小学生向け福祉読本「ふだんの　くらしを　しあわせに」を作成し、平成30年度から新小学3年生になる児童を対象に配付する取り組みを行っています。学校の授業等において学習教材として活用しやすくするため、教師向け指導用副教材も併せて配付しています。令和がん年度に実施した市立小学校へのアンケート調査では、福祉の理解促進に向けた一定の効果が認められています。

地域福祉活動のさらなる活性化に向け、さまざまな年代の人が活動に興味を持ち、やりがいと充実感を持つことができるよう、取り組みを進めていく必要があります。

128ページ

（2）取り組み目標

①地域福祉活動をはじめるきっかけとなる情報発信

地域の行事や取り組みなどの地域活動、ボランティアに関する先駆的・先進的な事業や実践事例などの情報を発信し、気軽に地域福祉活動に参加できるようなきっかけづくりを行います。

情報発信は、広報誌やホームページ、SNSなど、ICTを含めた多様な媒体を積極的に活用します。

市社協や区社協が行うボランティア活動に関する情報発信等についても、地域福祉活動に参加するきっかけづくりとしてさらに推進していきます。

②福祉に関する広報啓発

地域福祉活動への参加促進に向け、世代に応じた取り組みを進めます。

小学生向け福祉読本「ふだんの　くらしを　しあわせに」は、引き続き配付を行い、小学生の福祉の理解促進に取り組みます。また、机上学習だけでなく、障がい当事者や福祉施設等との交流等の機会を設けるとともに、区社協が地域の実情等に応じ実施する車いす体験、地域行事へのボランティア参加などの体験型学習と合わせ、福祉を身近に感じることができるよう取り組みます。

社会福祉施設や企業、大学、専門学校などが行う社会貢献活動や地域福祉に関する取り組み等を積極的に支援することにより、さまざまな活動主体の参画を促します。

大阪市社会福祉研修・情報センターにおいて開催している地域福祉に関する講習会・講演会等をさらに身近で魅力あるメニューにするとともに、退職年齢に達する世代をはじめ、さまざまな世代の方が、地域福祉活動に関心をもち、参加するためのきっかけづくりを行います。

2の2　　福祉専門職の育成・確保

（1）現状と課題

団塊の世代のすべてが75 歳以上の後期高齢者となる令和7年が目前にせまる中、福祉・介護サービスのニーズはますます増加し、多様化することが確実であり、それらを担う人材の育成・確保は全国的に重要な課題となっています。

129ページ

「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」は、国と地方公共団体それぞれの役割が示されており、市町村では、研修やネットワークの構築などを行うこととされています。

大阪市においては、大阪市社会福祉研修・情報センターを福祉・介護人材の確保・定着・育成に関する中核施設と位置付け、さまざまな取り組みを行っています。福祉専門職の育成・定着に向けては、キャリア研修やスキルアップ研修等を行うほか、平成30年度からは、「よこいと座談会」を開催しています。

人材の確保に向けては、職に就いていない有資格者への復職支援研修や子どもと一緒に参加できるセミナーを新たに開催し、子育て世代にも福祉・介護の仕事に興味を持っていただけるよう取り組みを進めており、大阪府と連携した「福祉の就職総合フェア」の共催や、市長感謝状、表彰状を授与する取り組み等も行っています。

平成30年度からは、施設・事業所で働く方々から、仕事の魅力が伝わるエピソードを募集し、優秀作品を表彰する「みおつくし福祉・介護のきらめき大賞」を実施しています。

同じく平成30年度より、将来の職業選択を考えるキャリア教育が実施される中学生を対象として、「きらめき大賞」の冊子の配付を行うとともに、中学生にとって身近な存在が指南役となり、福祉についての語りや体験学習を支援する福祉教育プログラムを実施しています。

今後ますます多様化・増大化していく福祉ニーズに対応するためには、新たな人材の確保に向けた取り組みを進めるとともに、福祉専門職が誇りをもって働き続けることができるよう、モチベーションの向上等につながる取り組みをさらに強化していく必要があります。

130ページ

近年では、がいこくじん介護人材の参入が全国的な広がりを見せています。経済連携協定（いーぴーえー）や技能実習制度に基づく受け入れのほか、平成31年4月からは在留資格「特定技能1号」が創設され、人材不足への対応策のひとつとして位置付けられることとなりました。

引き続き、国の動向に注視しながら、福祉現場の実態に即した支援を検討する必要があります。

（2）取り組み目標

福祉・介護の仕事は、実際に働く方々は、この仕事に魅力ややりがいを感じながら従事しておられます。関係機関とも連携し、現場の方々の姿を広く市民に周知する取り組みを推進し、福祉・介護の仕事に対する理解促進やイメージアップに取り組みます。

　スキルアップやモチベーション向上につながる取り組みをさらに推進するとともに、人材のすそ野の拡大に取り組みます。

①福祉専門職の育成・定着を図る取り組み

「大阪市福祉人材養成連絡協議会」における情報交換をさらに充実させるとともに、福祉専門職の育成・確保等に関する調査研究機関として、現場のニーズや実態を踏まえた企画や提案を積極的におこなっていきます。

福祉専門職がもつ仕事への誇りややりがいを伝える「きらめき大賞」等の取り組みについて、市民への周知方法や周知の場等について検討を進め、より効果的なものとなるよう取り組みを進めます。

②新しい人材の参入に向けた取り組み

これまで福祉専門職が担っていた業務のうち、介護の周辺業務を担当する「介護助手（アシスタントワーカー）」など、福祉専門職が専門性の高い業務に専念できる環境を整備するとともに、新たな人材の確保にもつなげます。

将来の職業選択につなげるため、小学生向け福祉読本の配付や中学生向け福祉教育プログラム等の中長期的視点によるアプローチについても、より魅力的な内容となるよう工夫を行い、福祉・介護の理解促進やイメージアップに取り組みます。

131ページ

2の3　　行政職員の専門性の向上

（1）現状と課題

地域社会における福祉課題は一層複雑化・多様化・深刻化しており、行財政改革や法律・制度の相次ぐ改正等により福祉を取り巻く環境も大きく変動しています。

そのなかで、本し福祉行政に携わる職員には、行政の役割を理解した上で、法や制度を理解し運用する能力や、必要な施策を企画立案する能力、分野をまたがる広範な知識、対人援助技術等を備えていることなど、さまざまな能力・知識等が求められており、さらに、深刻な虐待事案等権利擁護に関する対応、セーフティネット機能としての対応等、行政としての判断や高度な技術を用いた対応も必要となっています。

こうした分野横断的な知識・技術や高度な判断力等は、短期間で習得できるものではなく、福祉行政に携わる職員の人材育成を組織的、体系的に実施し、質の高い福祉行政を推進していく必要があります。

（2）取り組み目標

分野横断的な知識、技術等を備え、関係機関との緊密な連携のもと、市民ニーズを的確に把握し対応することができる職員を育成し、もって福祉行政の推進を図るため、次の取り組みを進めます。

とりわけ、福祉行政を牽引する役割を担う福祉職員に対しては、大阪市「福祉職員」人材育成基本方針（令和2年10月策定）に基づき、専門的な知識、技術等の習得に関する研修を実施するなど、より高度な専門性の確保に向けた取り組みを進めます。

①研修の充実

住民に最も身近な福祉の行政機関である各区保健福祉センター職員に対する知識、技術等の向上に向けた研修を実施します。

福祉職員が専門職としての基礎となる能力等を計画的に習得することができるよう、経験年数に応じた専門研修等を実施します。

②ジョブローテーションの推進

福祉職員をはじめ、福祉行政に携わる職員が必要な経験や専門性を蓄積できるよう、計画的な人事異動や配置換えによる人材育成（ジョブローテーション）を推進します。

132ページ

3　権利擁護の取り組みの充実

大阪市においては、すべての人の権利を尊重しつつ、自己実現・自己決定を支援する取り組みを進めています。

しかしながら、個人の権利、利益が侵害され、安心安全な生活が脅かされている現状があり、虐待防止に関する取り組みをさらに推進します。

認知症や知的・精神障がいにより判断能力が低下した人が、地域で自分らしく安心して暮らすために、成年後見制度の利用促進に関する取り組みを推進します。

3の1　　虐待防止に向けた地域連携の推進

（1）現状と課題

虐待は重大な権利侵害であり、虐待の防止や早期発見及びその適切な対応について、取り組みを実施していくことが重要です。

虐待防止は、虐待を受ける人の属性により虐待者や状況が異なりますが、共通しているのは被虐待者が自らSOSを発信できない、あるいは発信が難しい状況にあることから、すべての人が虐待防止の意識をもち、身近な虐待の兆候にいちはやく気づき、適切な機関に相談・通報することが重要であるということです。

現在の虐待相談の経路は、本来、虐待を早期に発見できる立場にある地域住民からよりも、警察や福祉・教育等の関係機関が多くなっていることから、虐待についての知識・理解の普及啓発に取り組むとともに、虐待を未然に防止し早期に発見するために、地域において情報を共有し、連携協力できるネットワークの構築が必要です。

施設従事者等に対して、研修や事例検討会・講演会等を行い、意識の向上を図る必要があります。

虐待対応に関する法的権限と責務を有する行政職員については、専門性の向上が求められています。

（2）取り組み目標

地域において虐待についての知識・理解を深めるとともに、地域住民、警察や福祉・教育等の関係機関、行政機関が連携して支援できるようネットワークの構築を進めます。

施設従事者に対して研修等を行い、虐待防止の意識の向上を図ります。

133ページ

①地域における虐待についての知識・理解の普及啓発

すべての年齢層の地域住民、高齢者や障がいしゃ、児童に関わる機会のあるあらゆる関係機関を対象に、普及啓発を行い、虐待は、重大な権利侵害であること、地域での関わりが虐待の未然防止・早期発見につながることを広く周知します。

高齢者、障がいしゃ虐待

講演会や研修等を実施するとともに、虐待の相談窓口等を周知するためのポスターやチラシを作成・配布します。

児童虐待

虐待の相談窓口等を広く周知するためのポスターやチラシの作成・配布等を行うとともに、11月を児童虐待防止推進月間とし、重層的な広報活動などに取り組みます。

②ネットワークの構築

虐待事例の支援に対して適切かつ迅速に対応するために、地域住民、警察や福祉・教育等の関係機関、専門職等の関係団体、行政機関の連携は重要です。

高齢者、障がいしゃ虐待

高齢者と障がいしゃの虐待防止連絡会議において、高齢者、障がいしゃを取り巻く状況や考え方を共有し、機能するよう連携協力します。

児童虐待

よう保護児童対策地域協議会において、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関する職務に従事する人、その他関係者が、児童虐待に関する情報や考え方を共有し、連携のもとで対応します。よう保護児童対策地域協議会での支援対象児童となる前の段階で、「こどもサポートネット」や地域でのさまざまな支援活動等により虐待の未然防止につなげます。

③施設従事者等の意識の向上

介護保険サービス・障がい福祉サービス事業者等への集団指導において、施設従事者等の通報義務を周知徹底します。

実地指導を通じて、不適切なケア・不適切な施設運営等への指導を強化するなど、将来の虐待の芽を摘むために取り組むとともに、施設従事者の意識の向上を図ります。

④虐待対応に従事する行政職員の専門性の確保

虐待対応において、適切かつ迅速に対応するため、職員の経験年数に応じた階層別研修等を行います。

134ページ

高齢者、

障がいしゃ虐待

高齢者虐待の対応を担当する区役所職員及び地域包括支援センター、総合相談窓口職員、障がいしゃ虐待の対応を担当する区役所職員及び障がいしゃ基幹相談支援センター職員それぞれを対象とする研修、事例検討会等を計画的に実施します。

児童虐待

児童虐待の対応を担当する区役所職員及びこども相談センター職員に対する研修を計画的に実施します。

3の2　　成年後見制度の利用促進

（1）現状と課題

成年後見制度とは、認知症高齢者や知的障がい、精神

障がい等により判断能力が不十分な人に対し、法的に権限を与えられた成年後見人等が、本人に代わって福祉サービスの利用契約や適切な財産管理を行うことで、その人の生活を支援する制度です。

法定後見制度は、対象者の判断能力の程度に応じて、「後見」「保佐」「補助」の三つの類型に分かれていますが、現状では「保佐」「補助」の利用が少なく、「後見」が大半を占めており、社会生活に大きな支障が生じるまでの間に制度が利用されていないことや、財産管理を中心とした支援となっており、意思決定支援や身上保護等の福祉的な視点に乏しい運用となっていること等が課題となっています。

大阪市では、平成12年の成年後見制度開始以降、市長もうしたて事務を各区保健福祉センターで実施するとともに、「成年後見制度利用支援事業」として、市長もうしたて事案におけるもうしたて費用および後見人報酬の助成を行っており、令和2年度からは、後見人報酬の助成対象を本人及び親族等によるもうしたて事案にも拡大しました。

さらに、平成19年6月に、大阪市成年後見支援センター（以下「後見センター」という。）を開設し、制度に関する広報啓発・関係機関との連携等を行うとともに、制度利用に関する専門的な支援や、第三者後見人の新たな担い手としての市民後見人の養成、支援について積極的に取り組んできました。

市民後見人登録者数等の推移のグラフがあります。

135ページ

平成28年5月　促進法が施行され、国において成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが定められるとともに地方公共団体に対しても、本地域の特性に応じた施策を策定し、実施する責務が定められました。市町村は成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めることが努力義務であると促進法で規定しています。

大阪市では、後見センターを中核機関として各機能を充実し、市内のどの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、国計画の目標の一つである「権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築」のための

仕組み作りを進めます。

（2）取り組み目標

平成30年度から「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の構築を進めてきました。後見センターを中核機関として、専門職団体・関係機関が連携協力する「協議会」を設置・運営し、本人を中心とする「チーム」を支援する

仕組みを引き続き整備します。

また、市民として地域で後見活動を行う「市民後見人」の養成・支援の強化などに取り組みます。

①地域連携ネットワーク構築の推進

地域全体の見守り活動の中で、権利擁護支援が必要な人を地域において発見し必要な支援に結びつけることが重要です。大阪市内には、多くの相談支援機関が存在します。相談支援機関が権利擁護支援を必要とする人を発見し、本人を中心とする「チーム」を形成し、権利擁護支援にあたり、成年後見人等が選任された後も本人支援が必要な場合は、後見人とともにチームとして支援を行います。

「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」が円滑に機能するよう、引き続き、専門職団体、家庭裁判所等関係機関と連携協力し、成年後見制度の利用促進や後見人支援の取り組みを進めます。また相談支援機関職員に対する継続的な研修の実施等、相談機能の充実に努めます。

136ページ

以下は図の説明です。

大阪市の地域連携ネットワークのイメージ図が示されています。

前ページで述べられている協議会が家庭裁判所と連携し、地域で形成された「チーム」を後方支援する

仕組みが示されています。

②成年後見制度の普及啓発の推進

本人の意思決定を支援しながら、生活の質の向上のために財産を積極的に利用することも成年後見制度で実現できることであり、制度利用のメリットでもあります。さらに、近年、社会問題化している消費者被害から、判断能力が低下した人を守ることにもなります。また、判断能力の低下の比較的早い段階から制度を利用し、保佐にん・補助にんが人生のばん走者として本人の心身の状況変化に寄り添いながら、自分らしい生活を実現するという制度利用の方法もあります。

そのため、引き続き、効果的な広報手法等を検討し、本人や支援者が成年後見制度の内容やメリットを理解して、必要な支援を受けることができるよう、わかりやすい説明に努めます。また、制度の普及啓発を通じて、任意後見、保佐・補助るいけいも含めた成年後見制度の早期利用を促進します。

137ページ

③市民後見人の養成・支援

大阪市では市内在住または在勤で、一定の研修を受講した人を市民後見人候補者としてバンク登録し、家庭裁判所からの選任を受けて無報酬で活動する「市民後見人」を養成しており、令和2年7月現在249人をバンク登録しています。今後高齢化の進展が見込まれ、市民としての特性を生かし地域において後見活動を行う市民後見人活動の需要は、さらに高まるものと考えています。

市民後見人のバンク登録者を増やすため、市民後見人の活動を広く周知することにより知名度を向上させるとともに、一人でも多くの市民にご協力を得ることができるよう養成方法（養成会場やカリキュラム）を工夫します。また、市民後見人は身近な地域におけるきめ細かな見守りや訪問活動を前提としていることから、市内全域に分散することが望ましいと考えています。

市民後見人の活動は、判断能力が不十分な人の生活を支援するという直接的な効果だけでなく、ボランティア精神に基づく地域福祉活動の一つとして、住民主体の福祉コミュニティづくりにつながるという間接的な効果が期待できるものです。

身上監護を中心とする市民後見人の活動を拡大するとともに、その活動をサポートする中核機関の機能充実を図ります。

138ページ

白紙です

139ページ

資料編

140ページ

白紙です

141ページ

用語解説です。

項目　ICT　説明　コンピュータやインターネットなどの情報通信技術。

掲載ページ

83

90

91

93

102

106

107

109

112

113

124

128

項目　アウトリーチ　説明　生活上の問題や課題を抱えているものの、福祉サービスの利用を拒んだり、支援者に対して攻撃的、逃避的な行動を示す人に対して、本人からの要請がない場合でも、支援者の人から本人の元に積極的に出向いて支援すること。掲載ページ

60

62

101

108

120

122

項目　アセスメント　説明　利用者に関する情報を収集や分析することで、自立した日常生活を営むために解決すべき課題を把握すること。　掲載ページ

88

120

121

項目　いーぴーえー　説明　国や地域を限定して、関税等の貿易障壁を撤廃することにより、モノ　ヒト　カネ　サービスの移動を促進させようとする協定。　掲載ページ

129

項目　医療的ケアじ

説明　人工呼吸器を装着している障がいじその他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がいじのこと。　掲載ページ

91

項目　エーアイ。　説明　人工的にコンピュータ上などで人間と同様の知能を実現させようという試み、あるいはそのための一連の基礎技術。　掲載ページ

106

項目　持続可能な開発目標（SDG―ズ）　説明　2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016年から2030年までの国際目標。

持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない」社会の実現をめざし、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むもの。掲載ページ

2

80

項目　SNS　説明　インターネット上で、人と人とのつながりを支援するサービス。　掲載ページ

73

93

128

142ページ

項目　NPO　説明　さまざまな社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。　掲載ページ

12

13

15

19

42

44

59

68

84

88

91

95

96

97

項目　LGBT　説明　性のあり方に関して少数派の人々は、セクシュアル・マイノリティ　性的マイノリティ、性的少数者と呼ばれており、その総称としてLGBTが使われることがあります。　掲載ページ

80

項目　オレンジリボンキャンペーン　説明　行政機関、企業、地域が一体となって、「子ども虐待防止」というメッセージが込められたオレンジリボンを、一人ひとりの胸につけて、子育てをしている親や子どもたちを始め、多くの人たちに、まわりのこどもに関心を持ち、子どもへの虐待をなくしていく輪を広げていくキャンペーン。　掲載ページ　74

133

項目　外国につながる市民　説明　大阪市では、住民基本台帳法における「外国人住民」だけでなく、日本国籍を取得した人や戦前・戦後に日本に引きあげてきた人、親ががいこく籍である子ども、海外から帰国した子どもなど、国籍は日本であってもがいこく籍の人と同様の課題を抱えている場合があることから、これらの人々も視野に入れ、「がいこくにつながる市民」「がいこくにつながる児童生徒」という呼称を使用しています。掲載ページ

68

80

85

91

100

102

116

項目　クラウドファンディング　説明　不特定多数の個人からインターネットを通じて小口の資金を集める資金調達の手法。　掲載ページ

94

項目　クリック募金　説明　ウェブページ内の決められた所をクリックすると、その回数に応じて環境問題や人道支援などに取り組むNPOなどの団体に協賛企業から寄付される仕組み。　掲載ページ

44

94

項目　ゲートキーパー　説明　悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のこと。掲載ページ

15

113

143ページ

項目　権利擁護　説明　福祉サービスの利用者本人が、自らの意思を表明するよう支援すること及び表明された意思の実現を権利として擁護していく活動　掲載ページ

2

12

19

59

60

66

71

74

82

86

89

114

115

116

118

131

132

135

136

項目　こころを結ぶ手話言語条例　説明　手話を必要とするすべての人の社会参加の促進と安心して暮らせる地域社会を実現するため施行された条例　掲載ページ

109

項目　ごみ屋敷状態　説明　ごきぶりその他の害虫、ねずみ若しくは悪臭が発生すること等のため、当該物品等が堆積している場所周辺の生活環境が著しく損なわれている状態　掲載ページ

19

120

項目　コミュニティソーシャルワーカー　CSW　説明　既存の福祉サービスだけでは対応困難な事案を地域の多様な力を活かし解決に結び付ける　掲載ページ

69

70

72

94

101

113

120

121

122

123

124

項目　CSR、CSV　説明　企業等における社員のボランティア参加や寄附などの資金協力といった社会貢献活動をCSR、本業を通じて社会課題の解決をめざす考え方をCSVといいます　掲載ページ

96

項目　児童福祉し　説明　児童相談所に置かなければならない職員。児童相談所長が定める担当区域により、児童の保護その他児童の福祉に関する事項について相談に応じ、専門的技術に基づいて必要な指導を行う　掲載ページ

75

項目　身上監護　説明　成年後見制度において、被後見

人の生活や健康に配慮し、安心した生活がおくれるように契約などを行う　掲載ページ 137

項目　セーフティネット　説明　すべての人が安心・安全に暮らせる多層的・多元的な生活支援の機能・仕組み 掲載ページ

29

53

106

109

131

144ページ

項目　善意銀行　説明　市民からの善意の金銭や物品の預託を受け、必要としている福祉関係機関等にはらいだしをするコーディネートを行う　掲載ページ

94

項目　団塊の世代　説明　第いちじベビーブームが起きた昭和22から20よ年に日本に生まれた人 掲載ページ

11

52

128

項目　地域公共人材　説明　多様な主体が参画する地域のまちづくりに関する取組について、各主体間の合意形成することなどにより、活動を創出し活性化させ、最適化を図り、持続可能なものとしていくマネジメント能力を持った人材 掲載ページ

97

項目　DV　説明　親密な関係にある、またはあった者からの暴力　掲載ページ

50

77

114

項目　なんかいトラフ地震　説明　近い将来発生すると予測される、日本列島太平洋沖の広い範囲を震源とするきょだい地震　掲載ページ

2

100

項目　ニア・イズ・ベター　補完性・近接性の原理　説明　住民に近いところで行われる決定ほど望ましい、という地方分権の基本的な考え方　掲載ページ

1

9

67

項目　ハンセンびょう　説明　「らい菌」によって引き起こされる慢性の感染症で、「らい予防法」が廃止されるまで、国や地方自治体などにより強制隔離政策がとられてきました。現在では、早期に発見して適切に治療すれば、後遺症を残さず治る病気となっています 掲載ページ

80

項目　避難行動ようしえんしゃ　説明　大地震や風水害などの災害が起きた時、自力で避難することが難しく、支援が必要な人 掲載ページ

17

100

101

102

103

項目　ファシリテーション　説明　会議やミーティング等の場で、発言や参加を促したり、話の流れを整理することで、合意形成や相互理解をサポートすること 掲載ページ

97

145ページ

大阪市社会福祉審議会条例（平成12年4月1日条例第19号）を掲載しています。

146ページ

大阪市社会福祉審議会条例施行規則（平成25年9月30日規則第175号）を掲載しています。

147ページ

大阪市社会福祉審議会条例施行規則（平成25年9月30日規則第175号）を掲載しています。

148ページ

大阪市社会福祉審議会運営要綱を掲載しています。

149ページ

大阪市社会福祉審議会運営要綱を掲載しています。

150ページ

大阪市社会福祉審議会運営要綱の別表１から別表3を掲載しています。

151ページ

令和3年3月1日現在の大阪市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会の委員名簿を五十音順、敬称略で掲載しています。

氏名　役職等の順です。

上野や　加代子　同志社大学名誉教授

大前　藍子 特定非営利活動法人大阪ＮＰＯセンター

倉光　愼じ 大阪市社会事業施設協議会会長

佐田　やすのり 大阪司法書士会副会長

手嶋　勇一 一般財団法人大阪市身体障害者団体協議会会長

徳谷　章子 特定非営利活動法人ハートフレンド代表理事

永岡　まさみ 社会福祉法人大阪市社会福祉協議会副会長

中山　久司 公募委員

野口　一郎 一般社団法人大阪市老人クラブ連合会理事長

花岡　みや 大阪市会民生保健委員長

藤井　博志 関西学院大学人間福祉学部社会福祉学科教授

前だ　葉子 大阪市地域女性団体協議会会長

まきさと　つねじ 関西学院大学名誉教授

宮川　しょうごう 一般社団法人大阪府医師会理事

宮川　はるよし 大阪市地域振興会会長

三宅　亜希子 公募委員

吉川　郁夫 大阪市民生委員児童委員協議会会長

令和3年3月1日現在の地域福祉基本計画策定・推進部会委員名簿の委員名簿を五十音順、敬称略で掲載しています。

氏名　役職等の順です。

淺野　幸子 公益社団法人大阪介護福祉士会会長

笠原　幸子 四天王寺大学人文社会学部教授

川上　あきら 南生野いちょう保育園園長（地域子育て支援拠点事業）

佐藤 佳道 くらしのサポートコーナー主任相談支援員（大阪市港区生活困窮者自立相談支援機関）

たねつぎ　あつし 玉出地域包括支援センター管理者

田村　満子 公益社団法人大阪社会福祉士会相談センタースーパーバイザー

所　めぐみ 関西大学人間健康学部教授

とや　利治 都島区障がい者基幹相談支援センター管理者

野村　恭代 大阪市立大学大学院生活科学研究科准教授

藤井　博志 関西学院大学人間福祉学部社会福祉学科教授

152ページ

大阪市地域福祉連絡会議設置要綱を掲載しています。

153ページ

地域福祉連絡会議委員を掲載しています。

154ページ

「大阪市地域福祉基本計画（令和３年度から令和５年度）」策定の経過を掲載しています。

令和がん年度

令和がんねん6月17日に大阪市社会福祉審議会地域福祉専門分科会地域福祉基本計画策定・推進部会、7月9日に大阪市社会福祉審議会地域福祉専門分科会を開催し、地域福祉に関する実態調査にかかる質問項目の検討。計画（平成30年度から令和2年度）にかかる取り組みの進捗報告等

9月から10月　地域福祉に関する実態調査の実施

令和2年2月13日に大阪市社会福祉審議会地域福祉専門分科会地域福祉基本計画策定・推進部会、3月23日に大阪市社会福祉審議会地域福祉専門分科会、3月31日に大阪市社会福祉審議会総会を開催し、地域福祉に関する実態調査結果の報告、次期計画の方向性の検討、計画（平成30年度から令和２年度）にかかる取り組みの進捗報告等

令和2年度

令和2年6月22日に大阪市地域福祉連絡会議（庁内会議）を開催し、次期計画の方向性の確認

8月3日と9月14日に大阪市社会福祉審議会地域福祉専門分科会地域福祉基本計画策定・推進部会を開催し、次期計画（素案）の審議（部会案とりまとめ）・計画（平成30年度から令和２年度）にかかる取り組みの進捗報告等

10月19日に大阪市社会福祉審議会地域福祉専門分科会を開催し、部会でとりまとめた次期計画（素案）の審議及びとりまとめ、計画（平成30年度から令和２年度）にかかる取り組みの進捗報告等

11月24日に大阪市地域福祉連絡会議（庁内会議）を開催し、次期計画（素案）の報告

12月25日から令和3年1月25日　パブリック・コメント手続きの実施

2月18日　大阪市社会福祉審議会地域福祉専門分科会を開催し、パブリック・コメント結果報告、次期計画（案）の審議

3月29日に大阪市社会福祉審議会総会を開催し、次期計画（案）の報告

155ページ

「大阪市地域福祉基本計画（素案）」に対するパブリック・コメント手続きの実施結果について

1　募集期間

令和2年12月25日から令和3年1月25日

2　募集方法

はがき、電子メール、ファクシミリ、窓口もちこみ

3　素案の公表方法

かっこ1　福祉局地域福祉課、各区保健福祉センターなどで素案及び概要版を配布

かっこ2福祉局ホームページで公表

4　意見提出件数

かっこ1　提出件数　15件

かっこ2　意見件数　34件

年齢別の提出件数の内訳は、30歳代　4件、40歳代　2件、50歳代　2件、60～64歳1件、65～74歳　4件、75歳以上　1件、不明　1件、 計15件

住所別の提出件数の内訳は、市内　14件、市外　0件、不明　1件、計15件

提出方法別の提出件数の内訳は、電子メール　8件、はがき　5件、ファクシミリ2件計　15件

156ページ

5　意見の分類

第1章　計画の考え方　に対するご意見は5件で、その内訳は

1　計画策定の背景と趣旨　に対して　1件

2　計画の位置づけ　に対して　1件

4　圏域の考え方　に対して3件でした。

第2章　地域福祉を取り巻く現状 に対するご意見は11件で、その内訳は

1　統計データ等から見る大阪市の現状　に対して　4件

2　地域福祉にかかる法・制度の動向　に対して　5件

4　第1期計画「各区に共通する課題等への具体的な取り組み」の進捗状況　に対して　2件でした。

第3章　計画の基本理念と基本目標　に対するご意見は2件で、その内訳は

2　基本理念の考え方　に対して2件でした。

基本目標1

「気にかける・つながる・支え合う地域づくり　に対するご意見は5件で

1　住民主体の地域課題の解決力強化　に対して　4件

3　災害じ等における要援護者への支援　に対して　1件でした。

基本目標2　だれでも、いつでも、なんでも言える相談支援体制づくり　に対するご意見は2件で

1　相談支援体制の充実　に対して2件でした。

第4章　各区に共通する課題等への具体的な取り組み　に対するご意見は6件で

1　相談支援機関・地域・行政が一体となった総合的な相談支援体制の整備　に対して2件

2　福祉人材の育成・確保　　に対して　4件でした。

その他提言・要望が3件でした。

うらびょうし

大阪市地域福祉基本計画

令和3年3月

大阪市福祉局　生活福祉部　地域福祉課

〒530の8201　大阪市北区中之島1の3の二十

電話：06-6208-7970

ファクシミリ：06-6202-0990

ホームページ：httpｓ　コロン　スラッシュスラッシュ　www　ドット　c　i　t　y

ドット　O　s　a　k　a　ドット　lg　ドットjp　スラッシュf　u　k　u　s　h　i　スラッシュ　p　a　g　e　スラッシュ　0000523989　ドット　html